

令和5年第4回（12月）三郷町議会  
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 7 日																				
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																				
開 （開 議）	令 和 5 年 1 2 月 7 日 午前 9 時 2 8 分 宣 告 （ 第 1 日 目 ）																				
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>3番 南 真 紀</td> </tr> <tr> <td>4番 奥 山 一 臣</td> <td>5番 南 田 善 紀</td> </tr> <tr> <td>6番 高 田 好 子</td> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> </tr> <tr> <td>8番 澤 美 穂</td> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> </tr> <tr> <td>10番 伊 藤 勇 二</td> <td>11番 辰 己 圭 一</td> </tr> <tr> <td>12番 先 山 哲 子</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	3番 南 真 紀	4番 奥 山 一 臣	5番 南 田 善 紀	6番 高 田 好 子	7番 木 谷 慎 一 郎	8番 澤 美 穂	9番 木 口 屋 修 三	10番 伊 藤 勇 二	11番 辰 己 圭 一	12番 先 山 哲 子									
1番 神 崎 静 代	3番 南 真 紀																				
4番 奥 山 一 臣	5番 南 田 善 紀																				
6番 高 田 好 子	7番 木 谷 慎 一 郎																				
8番 澤 美 穂	9番 木 口 屋 修 三																				
10番 伊 藤 勇 二	11番 辰 己 圭 一																				
12番 先 山 哲 子																					
欠 席 議 員	2番 吉 村 今 日 子																				
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> <tr> <td>こども未来創造部長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>川 合 孝 悟</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>大 津 和 之</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	池 田 朝 博	教 育 長	大 西 孝 浩	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行	こども未来創造部長	坂 田 達 也	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	平 川 貴 治	総 務 課 長	川 合 孝 悟	企 画 財 政 課 長	大 津 和 之
町 長	森 宏 範																				
副 町 長	池 田 朝 博																				
教 育 長	大 西 孝 浩																				
総 務 部 長	加 地 義 之																				
住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行																				
こども未来創造部長	坂 田 達 也																				
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																				
会 計 管 理 者	平 川 貴 治																				
総 務 課 長	川 合 孝 悟																				
企 画 財 政 課 長	大 津 和 之																				

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>農業委員会副会長 岡 田 哲 夫</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 吉 田 政 二</p> <p>議 会 事 務 局 主 任 小 村 雄 一</p>
町長提出議案の題目	<p>議案第41号 令和5年度三郷町一般会計補正予算（第6号）</p> <p>議案第42号 令和5年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第43号 令和5年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第44号 令和5年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第45号 令和5年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第46号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部会計について</p> <p>議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部会計について</p> <p>議案第48号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第50号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第51号 三郷町手数料条例の一部改正について</p> <p>議案第52号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第53号 令和5年度木育推進型インクルーシブ拠点施設整備工事請負契約の締結について</p> <p>議案第54号 令和5年度近鉄跨線橋（勢野東）補修工事施行委託協定の締結について</p> <p>議案第55号 三郷町勢野東地区惣持寺第二樋門設置工事受託変更契約の締結について</p> <p>議案第56号 三郷町文化センターの指定管理者の指定について</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 4号 保育士の配置基準と処遇の改善を求める意見書</p> <p>発議第 5号 物価高騰から国民生活と産業を守ることを求める意見書</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の 氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 7番 木谷 慎一郎                      8番 澤 美穂
----------------	--

令和 5 年 第 4 回 ( 1 2 月 )

三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

令 和 5 年 1 2 月 7 日

午 前 9 時 2 8 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 4 1 号 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算 ( 第 6 号 )
- 第 4 議案第 4 2 号 令和 5 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 5 議案第 4 3 号 令和 5 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 6 議案第 4 4 号 令和 5 年度三郷町下水道事業会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 7 議案第 4 5 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 8 議案第 4 6 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部改正について
- 第 9 議案第 4 7 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一  
部改正について
- 第 1 0 議案第 4 8 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一  
部改正について
- 第 1 1 議案第 4 9 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 5 0 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につい  
て
- 第 1 3 議案第 5 1 号 三郷町手数料条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 5 2 号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 5 議案第 5 3 号 令和 5 年度木育推進型インクルーシブ拠点施設整備工事請負  
契約の締結について
- 第 1 6 議案第 5 4 号 令和 5 年度近鉄跨線橋 ( 勢野東 ) 補修工事施行委託協定の締  
結について
- 第 1 7 議案第 5 5 号 三郷町勢野東地区惣持寺第二樋門設置工事受託変更契約の締  
結について
- 第 1 8 議案第 5 6 号 三郷町文化センターの指定管理者の指定について

- 第 1 9 提案理由の説明
- 第 2 0 発議第 4 号 保育士の配置基準と処遇の改善を求める意見書
- 第 2 1 発議第 5 号 物価高騰から国民生活と産業を守ることを求める意見書
- 第 2 2 一般質問

開 会 午前 9 時 2 8 分

〔開会宣告〕

議長（先山哲子） 皆さん、おはようございます。開会に先立ち、吉村今日子議員より欠席届が提出されております。受理しておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより令和 5 年第 4 回三郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴規則第 9 条の規定により、報道関係者から撮影・録音許可申請がありましたので許可をしております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（先山哲子） 町長から招集の挨拶がございます。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第 4 7 号によりまして、令和 5 年第 4 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、議決案件 1 6 件でございます。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（先山哲子） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、7 番、木谷慎一郎議員、8 番、澤 美穂議員を指名いたします。

〔会期の決定〕

議長（先山哲子） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 1 2 月 1 4 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 1 2 月 1 4 日までの 8 日間に決定いたしました。

〔議案朗読〕

議長（先山哲子） この際、日程第3、「議案第41号、令和5年度三郷町一般会計補正予算（第6号）」から日程第18、「議案第56号、三郷町文化センターの指定管理者の指定について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

- |         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日程第 3   | 議案第 4 1 号 | 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算（第 6 号）                       |
| 日程第 4   | 議案第 4 2 号 | 令和 5 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）                 |
| 日程第 5   | 議案第 4 3 号 | 令和 5 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）                   |
| 日程第 6   | 議案第 4 4 号 | 令和 5 年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）                    |
| 日程第 7   | 議案第 4 5 号 | 令和 5 年度三郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）                     |
| 日程第 8   | 議案第 4 6 号 | 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について          |
| 日程第 9   | 議案第 4 7 号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について             |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 8 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について              |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 9 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                        |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 0 号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について                    |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 1 号 | 三郷町手数料条例の一部改正について                               |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 2 号 | 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 3 号 | 令和 5 年度木育推進型インクルーシブ拠点施設整備工事請負契約の締結について          |
| 日程第 1 6 | 議案第 5 4 号 | 令和 5 年度近鉄跨線橋（勢野東）補修工事施行委託協定の締結について              |
| 日程第 1 7 | 議案第 5 5 号 | 三郷町勢野東地区惣持寺第二樋門設置工事受託変更                         |

## 契約の締結について

日程第18 議案第56号 三郷町文化センターの指定管理者の指定について  
以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（先山哲子） 日程第19、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「議案第41号、令和5年度三郷町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

既決予算に2億4,556万4,000円を追加し、補正後の予算総額を12億1,351万5,000円とするものであります。

それでは、初めに、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の概要からご説明いたします。

まず、衛生費では、後ほどご説明いたします水道事業会計において、全世帯への生活支援として水道の基本料金を3か月間免除するため、同会計への補助金として、保健衛生総務費で2,805万円を計上するものであります。また、教育費では、物価高騰による保護者の経済的負担を軽減するため、公立の小中学校の給食費を3か月間免除することとし、減収額1,978万9,000円に地方創生臨時交付金を充当するため、財源の付け替えをあわせて計上するものであります。

続きまして、人事院勧告に伴う職員等の手当の改正や、人事異動に係る人件費を除いた補正につきまして説明申し上げます。まず、総務費では、ふるさと納税に係る返礼品につきまして、当初の想定より増加となる見込みであることから、ふるさとづくり推進費で42万円を追加するものであります。また、令和6年度から新たに市町村による森林環境税の賦課徴収が定められ、既存の住民情報システムの改修が必要となることから、賦課徴収費で183万2,000円を計上するものであります。なお、本改修につきましては、4月以降も作業が必要となることから、年度内の完了が見込めないため、全額を翌年度へ繰り越すものであり

ます。

次に、民生費では、後ほどご説明させていただきます介護保険特別会計に係る一般会計の繰出金として、651万9,000円を老人福祉総務費で追加するものであります。また、各種医療費助成におきまして、本年度上半期での実績から当初の見込みを上回る状況にあり、予算に不足が生じることから、心身障害医療費で207万8,000円を、障害者（児）福祉費で2万4,000円を、子ども医療費で989万1,000円を、ひとり親家庭等医療費で2万8,000円をそれぞれ追加するものであります。また、西部保育園において、パートタイム会計年度任用職員の保育士に応募がないことから、西部保育園運営費で125万5,000円を減額するものであります。また、放課後児童クラブの人材派遣委託料において、当初の見込みに対し不足が生じることから、放課後児童クラブ費で231万5,000円を追加するものであります。

次に、衛生費では、管理栄養士の退職に伴い、会計年度任用職員の募集を行っておりますが、応募がなく、町内在住の栄養士に引き続き業務を依頼するため、老人保健費で8万1,000円を追加するものであります。

次に、教育費では、町立学校の体育館は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用することから、熱中症対策として空調設備を整備するため、学校管理費で1億9,981万5,000円を計上するものであります。

なお、本事業につきましては、年度内の完了が見込めないため、全額を繰り越すものであります。また、南畑幼稚園において、育児休暇中の職員の復帰が当初の予定より遅れることから、引き続き人材派遣会社に委託する費用として、幼稚園費で85万7,000円を追加するものであります。

最後に、職員の人件費につきましては、民間給与との格差を解消するため、初任給をはじめ、若年層に重点を置き、給料月額を平均1.1%引き上げるとともに、特別職の期末手当支給月数を0.1か月分、一般職の期末・勤勉手当支給月数をそれぞれ0.05か月分引き上げる人事院勧告が行われ、勧告に沿った改正法が公布されました。これに伴い本町におきましても、同様に、職員の給料月額及び期末・勤勉手当の改正、並びに議会議員、特別職及び教育長の期末手当の改正にあわせ、人事異動や会計年度任用職員の任用状況の変動等に伴った人件費の補正予算として、報酬で43万2,000円、職員手当で780万円を増額する一方、

給料で1,336万3,000円、共済費で87万6,000円を減額するものであります。

一方、歳入では、歳出でご説明いたしました地方創生臨時交付金事業の財源といたしまして、国庫補助金で4,783万9,000円を計上するとともに、既決予算の学校給食材料費を地方創生臨時交付金に振り替えるため、諸収入1,978万9,000円の減額を行うものであります。また、放課後児童クラブの人材派遣委託に係る補助といたしまして、国庫補助金及び県補助金でそれぞれ77万1,000円を追加するものであります。また、各種医療費助成の増額に伴い、県補助金で1,215万8,000円を追加するとともに、子ども医療費につきましては、令和5年8月診療分より県の補助基準が変更され、所得制限の撤廃及び補助対象年齢が高校生世代まで拡充されたため、あわせて一般財源から財源の振り替えを行うものであります。

次に、諸収入といたしまして、6月議会で上程いたしましたFSS35スポーツアリーナのバレーボール用備品などの購入につきまして、公益財団法人ライフスポーツ財団が実施する子ども活動支援補助金の対象となったことから、雑入で100万円を計上するとともに、一般財源から財源の振り替えを行うものであります。

次に、町債といたしまして、町立学校への空調設備の整備について、交付税算入のある有利な地方債を借り入れるため、消防債で1億9,970万円を計上するものであります。

最後に、今回の補正予算に係る財源を充当後、財政調整基金繰入金311万4,000円を増額することで収支を合わせるものであります。

次に、繰越明許費であります。惣持寺地区調整池整備事業におきまして、6月に発生した台風2号及び9月のゲリラ豪雨の影響で現場内が浸水し、甚大な被害を受けました。被災後、懸命に復旧工事を行い、工事の遅れを取り戻すべく鋭意努めてまいりましたが、年度内の完了が困難となったことから、11億9,491万4,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、「議案第42号、令和5年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

既決予算に42万9,000円を追加し、補正後の予算総額を24億3,192万5,000円とするものであります。歳出では、令和6年1月より施行され

る産前産後保険税の減免措置に対応するため、システム改修費用として、一般管理費で42万9,000円を追加するとともに、システム改修費用の全額が県の交付金の対象となることから、歳入の県支出金で同額を追加するものであります。また、前年度の県交付金の精算に伴う償還金として、諸支出金で7万6,000円を追加するとともに、財政調整基金積立金を7万6,000円減額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第43号、令和5年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

保険事業の既決予算に2,528万9,000円を追加し、補正後の予算総額を22億3,466万3,000円とするものであります。

まず、歳出では、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に係る経費として、総務費で699万3,000円を計上するものであります。また、保険給付費におきまして、決算見込額が当初予算額と比較して増加することから、保険給付費で1,035万9,000円を、地域支援事業費で1,353万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

一方、歳入では、介護保険システム改修や保険給付費などの増額に伴いまして、国庫支出金で837万4,000円、支払基金交付金で630万1,000円、県支出金で302万2,000円、一般会計繰入金で651万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、介護給付費準備基金積立金のうち、利息分を除いた559万4,000円を全て減額するとともに、基金から107万3,000円を繰り入れすることで収支を合わせるものであります。

次に、サービス事業の当初予算に134万円を追加し、補正後の予算総額を818万円とするものであります。要支援認定者の増加などで介護予防サービスの利用が増えたため、歳出では居宅介護予防サービス事業費で、歳入では居宅介護予防サービス計画費収入で、それぞれ134万円を追加するものであります。

続きまして、「議案第44号、令和5年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正で、収益的支出につきまして2万7,000円を増額し、資本的支出につきまして1万円を減額するものであります。

続きまして、「議案第45号、令和5年度三郷町水道事業会計補正予算(第1号)」についてであります。

本会計につきましても、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正に加えて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民の方々への物価高騰等に対する生活基盤の支援として行う水道料金の減免として、収益的収入で255万円を増額するとともに、収益的支出で602万5,000円を、資本的支出で2万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、「議案第46号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、「議案第47号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、及び「議案第48号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」は関連がありますので、一括して説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の特別職の給与が改定されることから、議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当等の改正を行うものであります。内容といたしましては、本年12月の期末手当の支給割合を現行の1.65か月分から0.1か月分引き上げて1.75か月分とし、6月期及び12月期合計で3.4か月分とするものであります。また、来年度以降の期末手当につきましては、引上げ分の0.1か月分を6月期及び12月期で均等に振り分け、それぞれ1.7か月分とするもので、本年度分につきましては12月1日に遡及適用し、来年度分については令和6年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与が改定されることから、一般職の職員の給与月額及び期末・勤勉手当を改めるものであります。内容といたしましては、初任給をはじめとして、若年層職員に重点を置いて、給料月額を平均1.1%引き上げるとともに、本年12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引き上げて、期末手当を1.25か月分、勤勉手当を1.05か月分とし、6月期及び12月期、合計で4.5か月分とするもので、給料については本年4月1日から、期末・勤勉手当については本年12月1日から遡及適用するものであります。また、来年度以降につきましては、期末・勤勉

手当の引上げ分の合計0.1か月分を6月期及び12月期で均等に振り分け、それぞれ2.25か月分とするものであります。

続きまして、「議案第50号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例改正につきましても、人事院勧告に伴い、任期付職員の期末手当を0.1か月分引き上げて、6月期、12月期、それぞれ1.7か月分として、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、「議案第51号、三郷町手数料条例の一部改正について」であります。

現在、マイナンバーカードの提示を前提としているコンビニ交付サービスによる住民票等の証明書の取得について、国においてスマートフォン用電子証明書で対応することができるようになることから、本町においてもこれに対応するための所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、「議案第52号、三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

内閣府令により、本町が準拠している国基準が改正されたことに伴い、同様の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、「議案第53号、令和5年度木育推進型インクルーシブ拠点施設整備工事請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、FSS35キャンパスに木育推進型インクルーシブ拠点施設として、交流体験型ミュージアムを整備するため工事請負契約を締結するもので、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集した結果、代表企業、社会福祉法人檸檬会、構成企業、株式会社キノアーキテクス、ほか3法人を契約の相手方とし、4億2,990万円で請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第54号、令和5年度近鉄跨線橋（勢野東）補修工事施行委託協定の締結について」であります。

本案につきましては、近鉄生駒線をまたぐ跨線橋について、令和元年度に実施した橋梁定期点検において早期措置段階であるとの結果を受け、橋梁の補修工事を行うものであります。当該跨線橋については、橋梁と鉄道送電線が近接していることから鉄道業者でなければ施工できないため、近畿日本鉄道株式会社を契約の相手方とし、1億5,703万4,400円で施行委託協定を締結するもので

あります。

次に、「議案第55号、三郷町勢野東地区惣持寺第二樋門設置工事受託変更契約の締結について」であります。

浸水対策として施工しております惣持寺地区における樋門設置工事について、追加工事等が発生したことを受けて国と設計変更協議を行い、契約額を変更するもので、本年5月の臨時議会で議決いただきました契約金額に2,606万6,700円を増額し、変更後の契約金額を1億899万6,800円とするものであります。

最後に、「議案第56号、三郷町文化センターの指定管理者の指定について」であります。

令和6年3月31日に指定管理期間が満了する文化センターの指定管理を引き続き、公益財団法人三郷町文化振興財団に指定するもので、指定期間は令和6年4月1日から3年間とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**議長（先山哲子）** 以上で、提案理由の説明を終結いたします。

〔議案朗読〕

**議長（先山哲子）** 日程第20、「発議第4号、保育士の配置基準と処遇の改善を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

**議会事務局主任（小村雄一）** 朗読いたします。

発議第4号、令和5年12月7日。

三郷町議会議長、先山哲子様。

保育士の配置基準と処遇の改善を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 吉村今日子。

賛成者 神崎静代

保育施設において、子ども達の命を守り安全を確保しながら発達を保障するためには、現行の保育士配置基準では不十分です。保育園などにおける児童虐待や通園バスに置き去りにされた子どもたちが命を落とす事故まで、発生しています。

その背景として慢性的な保育士不足による苛酷な労働環境で現場は疲弊しており、その打開を求める声が保育現場や関係者から相次いでいます。

保育士の配置基準は74年間一度も改善されておらず、日本は主要国の中でも極めて低い基準のままとなっております。

職員の数を増やすことは、子どもの命と育ちを守ることに直結します。質を確保した保育の受皿を整備するためには、保育士の配置基準の改善や賃金水準の引上げによる処遇改善が急務です。

よって国におかれましては、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記。1. 保育士の配置基準の見直しを行うこと。

2. 賃金水準の引上げなど処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2023年12月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（先山哲子） ただいま朗読の発議第4号について提案理由の説明を求めます。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、「保育士の配置基準と処遇の改善を求める意見書」の提案理由を述べます。

保育施設において、子ども達の命を守り、安全を確保しながら、発達を保障するには、現行の保育士配置基準では不十分です。保育園などにおける児童虐待や通園バスに置き去りにされた子ども達が命を落とす事故なども発生しています。こども園、幼稚園、保育園など、子どもに関わる施設の事故件数は、こども家庭庁の教育保育施設等における事故報告集計によりますと、2019年は1,738件、2020年は2,015件、2021年は2,347件、そして2022年は2,456件と年々増加しています。事故が起こる背景として、慢性的な保育士不足による苛酷な労働条件で現場が疲弊していることがあります。その打開を求める声が保育現場や関係者から相次いでいます。

文部科学省は小学校の全学年で少人数学級を順次実施しており、2021年度の学校基本調査によれば、公立小学校の1学級当たりの平均在籍児童数は既に22.7人となっております。一方、小学校よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育

施設では0歳児3人、1、2歳児6人、3歳児20人、4、5歳児においては30人に保育士1人という基準のままであり、1、2歳児は56年間、4、5歳児は1948年の基準制定から75年間改善されていません。

海外と比較しても、4、5歳児で、日本は30対1、フランスのパリは15対1、スウェーデンのストックホルムは18.3、実質6対1となっています。日本の保育士配置基準はあまりにも低いです。

職員の数を増やすことは子どもの命と育ちを守ることに直結します。質を確保した保育の受皿を整備するためには保育士の配置基準の改善が必要です。

次に、保育士の処遇改善についてです。日本の平均年収は、2018年度、民間給与実態調査によりますと、約443万円。一方、フルタイムの保育士の全国平均年収は、内閣府の調査によりますと、約340万円と、100万円ほど低い賃金になっています。保育士の仕事は子どもの成長を一番近くで見守ることができ、子どもの未来に大きな影響を与えることができる大変やりがいのある仕事です。

しかし、それとは反対に、仕事量の多さや責任の重さ、負担の割に低賃金であることを理由に辞めていく保育士は少なくありません。厚生労働省の資料によると、保育士の有資格者は2019年で160万7,000人いますが、保育所などで働いているのは62万6,000人で、38.9%です。保育士の資格を持ちながら保育士として働いていない潜在保育士が多いことが分かります。

そういった潜在保育士も労働条件が改善すれば、職場復帰しやすくなるのではないのでしょうか。国として十分な財源を確保し、賃金水準の引上げなど処遇改善が急務です。

今年6月に政府が出した子ども未来戦略方針には、1歳児と4、5歳児の改善が盛り込まれましたが、実施の時期が明記されていません。これについては、今朝の朝日新聞の報道によりますと、4、5歳児の基準見直しについては、来年度行う方針だという記事が載っておりました。けれども、1歳児とか、処遇改善についてはまだ不十分な内容となっております。全国でも保育士の配置基準と処遇改善を求める内容の、こういった意見書が今年だけでも少なくとも70件を超え、2019年以降では計約150件に上っています。

三郷町でも意見書を上げ、こども未来戦略方針の確実な実施を政府に促したいと思っておりますので、この意見書の提案をいたしました。

議長（先山哲子） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（先山哲子） 日程第21、「発議第5号、物価高騰から国民生活と産業を守ることを求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第5号、令和5年12月7日。

三郷町議会議長、先山哲子様。

物価高騰から国民生活と産業を守ることを求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 辰己圭一。

賛成者 奥山一臣、木谷慎一郎、木口屋修三。

国際情勢の急激な変化や急速な円安の進行によるエネルギー価格の高騰が長期化していることに加え、原材料費や物流費の高騰に伴い食料品等を始めとする物価高騰も継続しており、奈良県民の生活、企業等の産業活動はもとより、価格転嫁による対応が困難な教育や医療・介護・保育等のサービスにも重大な影響を及ぼしている。

国においては、令和4年度、低所得者に対する給付金、電気・ガス料金の激変緩和対策のほか、地方公共団体に対し地方創生臨時交付金を措置するなど物価高騰対策を講じており、奈良県においても、当該交付金を活用し幅広く生活者や事業者の支援に取り組み、それぞれの負担軽減に確実な成果を上げている。

しかしながら、夏以降も燃料や食料品等の値上げが相次ぎ、実質賃金が前年度を下回る状況が続いており、今後も国民生活は厳しい状況が続くことが推測される。

そのような中、この度、政府において『デフレ完全脱却のための総合経済対策』を取りまとめられたが、中小企業の成長や生産性向上を促していくとともに、個人に対しては、中小企業・小規模事業者に十分配慮しながら、物価高に負けない賃上げを実現することで、社会経済活動の再生につなげていくことが重要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 電気・ガス価格激変緩和対策について、来年4月使用分まで延長とされている措置を、物価高騰が改善されるまで、継続して実施すること。

2. 賃上げに伴い、所得税・住民税の減税だけでなく社会保険料の負担を軽減

し、可処分所得が増える対策を講じること。

3. 国際情勢に起因する急激な原油価格の高騰や円安の影響などによる物価高騰に見合った最低賃金の引き上げを行うこと。あわせて、最低賃金の引上げは、中小企業・小規模事業者にとって極めて大きな負担となることから、事業主社会保障費負担の軽減措置の創設などをはじめ、経営安定のための施策を行うこと。

4. 大幅に拡充した賃上げ促進税制の活用促進や、赤字でも賃上げする企業に対する補助金の補助率引き上げを行うなど、中小企業の賃上げを後押しすること。

5. 原油価格・物価高騰などで苦しむ中小企業の資金繰りを支え、過剰債務の軽減を含めた事業再生・再チャレンジを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月、奈良県三郷町議会。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長(先山哲子) ただいまの朗読の発議第5号について提案理由の説明を求めます。

11番(辰己圭一) 議長。

議長(先山哲子) 11番、辰己圭一議員。

11番(辰己圭一)(登壇) 皆さん、おはようございます。

それでは、「発議第5号、物価高騰から国民生活と産業を守ることを求める意見書について」、提案理由を述べます。

今年10月に、イスラエル、ハマスとの大規模な衝突が起こり、今後、天然ガスや石油供給に影響する可能性があると言われておりますが、昨今のウクライナ情勢による原油価格の上昇など国際情勢の急激な変化や、昨年1月に1ドル115円前後であった為替レートが10月下旬には1ドル150円を突破しました。12月1日現在も147円台となっておりますが、こうした急速な円安の進行はエネルギー価格の高騰が長期化していることに加え、原材料などの輸入物価の上昇に伴い、食料品等をはじめとする物価高騰も継続しており、奈良県民の生活、企業等の産業活動はもとより、価格転嫁による対応が困難な学校の教育をはじめ、診療報酬、介護報酬という公定価格による運営する医療機関等や保育等のサービスにも重大な影響を及ぼしております。

国においては、令和4年度、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金をはじめ、電気、ガス料金の激変緩和対策のほか、地方公共団体に対し、地方創生臨時交付金を措置するなど物価高騰対策を講じており、奈良県はもとより三郷町においても当該交付金を活用し、医療機関、観光施設の物価高騰支援をはじめ、福祉、介護サービスの運営補助の補助金交付、子育て世帯の応援給付金や学校給食の支援、幼保施設の運営補助など、幅広く生活者や事業者の支援に取り組み、それぞれの負担軽減に確実な成果を上げております。

しかしながら、今年の夏以降も燃料や食品等の値上げが相次ぎ、労働者が給与で購入できる物品やサービスの量を示す実質賃金が前年度を下回る状況が続いており、今後も国民生活は厳しい状況が続くことが推測されます。

そのような中、政府においては、今年11月2日にデフレ完全脱却のための総合経済対策を取りまとめ、閣議決定されました。

これは、五つの経済対策を掲げておりますが、内容としては賃金上昇が物価高騰に追いついていない状況を踏まえ、不安定な足元を固めて物価高を乗り越えるための国民への還元として、燃料、電気、ガスの激変緩和対策を2024年4月までに講じるとしています。

また、国民の可処分所得を直接に下支えする納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき令和6年度分の所得税3万円と個人住民税1万円の定額減税、そして低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯には1世帯当たり7万円の給付が支給されるというものですが、税制措置については、令和6年度税制改革において検討し、結論を得た上で次期通常国会に法案を提出されます。

また、地方中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現するため、2024年以降も賃上げの流れを継続するため、賃上げ促進税制の検討、価格転嫁対策、省人化、省力化投資の支援等を行うとしております。

このほかに、経済対策支援としてさまざまな取り組みを実施するとしていますが、日本の全企業のうち99.7%を占めているのが中小企業でございます。日本の従業員の約7割が中小企業で雇用されており、日本の地域経済を大きく支えております。

ですが、ここ数年のコロナ禍の影響や物価高で、中小企業の倒産は増加傾向にあり、帝国データバンクが集計した今年7月の企業倒産は701件で、昨年同月の40%増となり、負債総額は1,805億円に上り、2倍に急増していること

から、実効性のある中小企業を直ちに支援し、賃上げを軸として実体経済を立て直すことが急務であります。

こういった中小企業の成長や生産性向上を促していくとともに、労働者等の個人に対しては中小企業小規模事業者には十分配慮をしながら、物価高に負けない賃上げを実現することで、社会経済活動の再生につなげていくことが重要であると考えます。

よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

1. 電気、ガス価格激変緩和対策について、来年4月使用分まで延長するとし、同年5月は激変緩和の幅を縮小することが盛り込まれておりますが、これは物価高騰が改善するまで継続して実施すること。

2. 賃上げに伴い、106万円の壁や130万円の壁、いわゆる年収の壁支援強化パッケージが10月20日から一時的な措置として開始されましたが、所得税、住民税の減税だけではなく、一般的に働いている方、例えばですが、年収が240万円以上の方が賃金をアップしても、社会保険料の負担を軽減し、可処分所得が増える対策を講じること。

3. 今年、2023年の春闘では30年ぶりの高水準となる3.6%の賃上げが実現しましたが、それ以上に物価が上回り、実質賃金が上がっておりません。よって、政府が産業界などに対し、賃上げを求め、国際情勢に起因する急激な原油価格の高騰や円安の影響などによる物価高騰に見合った最低賃金の引上げを行うこと。また、余裕のある一部の大企業は賃上げができて、多くの中小零細企業では賃上げをする余裕がないという事情がございます。よって、最低賃金の引上げは、中小企業・小規模事業者にとっては、健康保険、労働保険、雇用保険、労災保険、この四つの社会保険料を給料の約15%を会社が支払うため、極めて大きな負担となることから、事業主社会保障費負担の軽減措置の創設などをはじめ、経営安定のための施策を行うこと。

4. 賃上げ促進税制は、賃上げや人材育成に投資した費用が前年度より一定以上増加していると、所定の税額控除が受けられる制度ですが、今後、この制度をさらに強化するとしております。人手不足の中、中小企業は賃上げをしないと、人材の確保が難しくなっており、赤字でも将来の成長に向けて、賃上げに踏み切れるよう、企業のニーズを把握した上で使いやすい制度とすべきだと考えます。

大幅に拡充した賃上げ促進税制の活用促進や赤字でも賃上げする企業に対する

補助金の補助率引上げを行うなど、中小企業の賃上げを後押しすること。

最後に五つ目でございますが、日本経済の土台を支えている中小企業が新型コロナウイルスの感染拡大の対策で困難な経営を強いられた上に、原材料、燃料などの物価高騰による打撃を受け、苦しんでおります。さらには、コロナ禍の中で資金繰りを支援するために、国が打ち出した実質無利子、無担保の保証付き融資、いわゆるゼロゼロ融資の返済が迫ってきております。また、コロナ関連融資の返済は一部で始まっており、これから本格化していく中で、融資の返済が中小企業にとって重い負担となりのしかかっております。

よって、原油価格、物価高騰などで苦しむ中小企業の資金繰りを支え、過剰債務の軽減を含めた事業再生、再チャレンジができるように支援すること。

以上が提案理由であります。議員各位におかれましては、趣旨ご理解をいただきまして、ご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（先山哲子） 以上で提案理由の説明を終結いたします。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（先山哲子） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。（別紙1頁～6頁）

以上でございます。

議長（先山哲子） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思っております。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分でございます。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時51分

議長（先山哲子） 休憩を解き再開いたします。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 突然申し訳ございません。今回の三郷町を取り巻く件で議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様、関係各位に多大なるご心配をおかけしてい

ることに、まずはおわび申し上げます。ここで詳細を説明させていただくことは控えさせていただきます。

〔一般質問〕

**議長（先山哲子）** 日程第22、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることはできないと規定されています。また、第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により、通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力の下、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

なお、通告順3番、吉村今日子議員から一般質問の通告がありましたが、欠席届が提出されておりますので、三郷町会議規則第61条第4項の規定に基づき、吉村今日子議員の一般質問は行いません。

それでは、6番、高田好子議員、一問一答方式で行います。

**6番（高田好子）** 議長。

**議長（先山哲子）** 高田好子議員。

**6番（高田好子）（登壇）** 皆さん、こんにちは。ただいまより議長の発言の許可をいただきました6番、高田好子でございます。初めに、今回の事件に際しましては、住民の皆様大変ご心配、ご不安を与えております。捜査中ということもあり、先ほどの説明が、今の状況で制約の範囲での精いっぱいだと思いますが、今後どのような状況になるかも分かりませんが、説明が必要な場合には改めて説明をお願いしたいと申し上げておきます。

それでは、先般の通告の順に従い、一般質問をさせていただきます。

1問目、コミュニケーション支援についてお伺いをいたします。外見からは分かりづらい病気や障がいのある方がいらっしゃいます。障がいの特性や意思表示を正しく理解し、思いやりのある行動が必要と考えます。

周囲に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、2012年、東京都はヘルプマークを作成いたしました。2017年には全国共通のものとなり、現在は全都道府県で無料配布がされております。三郷町においても支援が必要な人と支援する人を結ぶ媒体として、2016年10月より配布

がなされております。ヘルプマーク誕生から10年以上がたち認識されているものの、まだ知らない方もいらっしゃいます。

2020年6月議会において、ヘルプマーク、ヘルプカードの質問を行った際、配布場所を2か所から4か所へ増やし、また広報紙やホームページ等で紹介の掲載も行っていただき、ヘルプマーク、ヘルプカードをお持ちの方が増え、さまざまな形で周知も行っていただいておりますので認知度は上がっているように感じますが、ある民間のアンケートでは35%の人が意味を知らない、実用度では役に立っていないと回答されていることが大変気になっております。

実際にお使いの方の声を聞き、周りの方が具体的な支援や配慮がしやすくなればと考えております。

そこでお尋ねいたします。現在までのヘルプマーク、ヘルプカードの配布状況と、ヘルプマークを見かけたらどのような配慮や援助ができるのかを考え、行動できる人が増えるよう、具体的な啓発を進めていくことも重要と思います。町の啓発推進のお考えをお聞かせください。

こちらになるんですけれども、こちらは東京都墨田区が2021年3月に作成されたもので、障がいのある方が周囲に理解をしてほしいことや配慮をお願いしたいことをスムーズに伝えるため、身に着けるものやスマートフォン、ヘルプマークに貼って、使用するコミュニケーション支援ヘルプシールであります。墨田区を参考にされて、台東区や三重県東員町、岡山県倉敷市、またお隣の柏原市など、新たなツールとしてヘルプシールを導入されている自治体があります。

ヘルプシールは、耳が聞こえません、知的障がいがありますなどのほか、加筆できるものもあり、墨田区では29種類のシールが用意されております。ぱっと見て伝えたいことが分かり、イラストも加えて短文で書いてありますので分かりやすいと評価がされているそうです。

重度知的障がいの方は自分の意思を言葉に表すことが困難です。ほかにも精神障がいや発達障がいなどさまざまな方がおられ、現在のヘルプマークだけでは第三者からどのような障がいがあるか分かりづらい状況があり、ヘルプシールを貼ってあれば伝わりやすいのではないかと考えております。

ヘルプマークにヘルプシールを貼ることで、ヘルプマークを知らない人でもどのような障がいを持っているのか、理解促進につながるのではないのでしょうか。多様な障がい者の皆さんが安心して暮らせるためにも、必要なツールと考えます

が、三郷町オリジナルのヘルプシールを導入してはいかがでしょうか。町のご見解をお伺いいたします。

次に、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者の方々に情報が個人差なく伝わる環境を整えていくことは大変重要と考えております。日本補聴器工業会の昨年度調査によると、国内に聞こえづらさを持つ全人口の11.3%、1,400万人以上おられ、そのうち補聴器所有率は14.4%、約200万人、残りの1,200万人以上が聞こえにくい状況で過ごされていると推測され、高齢化に伴い、今後さらに増えると見込まれております。

一方、同調査では医療機器が高額なことも理由に、補聴器所有率が難聴者のわずか15.2%しかいないことも分かっております。役場などにおいて、声が明瞭に届かず、大きな声で会話をしなければならないケースが少なからずあると思えます。

そうした中、2004年、奈良県立医科大学の細井学長が発見された、第3の聴覚経路として注目されている、耳の周囲にある軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導イヤホンを、窓口に導入する自治体や金融機関、病院、警察署等も増えております。東京都品川区、また東京都狛江市、新潟県上越市、島根県松江市など、県内でも橿原市、宇陀市、葛城市、田原本町でも導入がされております。

軟骨伝導は軽く当てるだけで利用でき、骨髄を振動させて音を伝える骨伝導と比べて、装着時、骨を圧迫しなくて傷みが少なく、通常のイヤホンのように耳穴を塞がない上、イヤホンに穴や凹凸がないので汚れも拭き取りやすく、衛生的で左右イヤホンの音量が個別で調整できるようになっており、片耳でも使用でき、雑音を取り除く機能があり、小さな音もはっきりと聞くことができます。

このため、大声で話すことによる個人情報や周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、難聴者等のプライバシーの保護につながると考えます。また、数十万円もする補聴器と比べ、安価で購入もでき、外耳道閉鎖症や小耳症など、一般的な補聴器の使用が難しい方にも有効であると報告されております。

本町では、対話支援スピーカー、コミュニケーションの設置や補聴器助成等を行っていただいておりますが、耳の不自由な高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れるようにするために、住民福祉課や長寿健康課窓口等に軟骨伝導イヤホンを導入して、聞こえづらさを解消し、情報のバリアフリー化に取り組んでいただきたいと考えますが、町のご意見、ご見解をお伺いいたします。よろしくお願

いたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がご承知のとおり、本町では、人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など外見から分からなくても、援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを促すことで、援助を得やすくするためのヘルプマークと障がいのある方の中には支援が必要なのにうまく伝えられない方がおられ、支援が必要な方と支援ができる方等を結ぶためのヘルプカードを平成28年10月より配布しております。

議員がご質問のヘルプマークとヘルプカードの配布状況ですが、令和2年度、ヘルプマークが36件、ヘルプカードが24件、令和3年度、ヘルプマークが46件、ヘルプカードが29件、令和4年度、ヘルプマークが79件、ヘルプカードが53件となっており、啓発の効果もあって年々増加しております。今後も障がいのある方にとって、三郷町で安心して生活していただくためにも、引き続き、普及啓発に努めてまいります。

また、議員よりご提案のありましたヘルプシールにつきましては、障がいのある方が日頃から感じている、理解してほしいことや配慮してほしいことを言葉にしたコミュニケーションツールとして意思疎通を円滑に行えるよう、新たに導入してまいりたいと考えております。

次に、軟骨の振動で音を伝える軟骨伝導イヤホンの導入についてでございますが、本町では、令和4年7月に臨時交付金を活用して、高齢者や難聴者の方が窓口で大きな声を出さずに対応できる対話支援システム機器コミュニケーションを15台購入し、役場窓口と出先機関に設置しております。

このことから本町といたしましては、引き続き、コミュニケーションを活用し、障がいのある方や高齢者の方にも安心して来庁していただくことができるよう、住民の皆さんに寄り添いながら、窓口対応を行ってまいります。

なお、軟骨伝導イヤホンにつきましては、全国の自治体や金融機関等においても導入するところが少しずつ増えてきており、また、県内におきましても導入している市町村が徐々に増えてきておりますので、新たな聞こえの支援として軟骨

伝導イヤホンを導入している県内の市町村へ行き、操作性や利便性などを確認するなど、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） ただいま部長のほうからヘルプマークの枚数等、配布状況等もお聞かせいただき、啓発の推進等もお聞かせいただきました。また、ヘルプシールについては導入いただける旨のご答弁をいただきました。感謝申し上げます。

確認のために2点お伺いをさせていただきます。ヘルプシールの具体的な周知方法や配布方法はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。また、いつ頃を目途に導入を考えておられるのかお聞かせください。

軟骨伝導イヤホンについては、導入には至らないということでありますけれども、対話支援スピーカーや骨伝導とは全く違うシステムになっておりますので、また、導入されている自治体のほうも行くというふうにも言っていると思いますので、そちらもよろしく願いいたします。

また、聞こえづらさを感じる高齢者や難聴者のプライバシー保護や新型コロナなどの感染リスク低減などにもつながると思いますので、窓口を訪れた際に、安心して手続ができるようにするためのツールとして役立つと思われます。個人情報個人差なく伝わる環境を整備し、これまでより円滑にコミュニケーションを取れるようになる軟骨伝導イヤホンの導入を強く要望し、ヘルプシールの答弁をお聞きして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、ヘルプシールの周知方法と配布方法につきましてお答えさせていただきます。周知方法につきましては広報やSNS等、また役場の窓口においてポスターを掲示するなどして周知をしてまいりたいと考えております。また、配布方法につきましては、ヘルプマークと同様に、住民福祉課や長寿健康課、そしてこども未来創造部、社協、そして、避難所用として総務課の窓口で配布させて

いただくことを検討しております。

次に、ヘルプシールの導入時期につきましては、どのようなシールが意思疎通を円滑に行うことができるのか、また、先に導入されている自治体の例を参考にしながら、次年度には配布できるように調整してまいりたいと思っております。

最後に、軟骨伝導イヤホンにつきましては、窓口での対話支援につきましてはさまざまな方策があることから、先ほども申し上げましたが、今のところ、コミュニケーションを活用させていただき、並行して、聞こえの支援として軟骨伝導違法については、まずは調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**議長（先山哲子）** 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

**6 番（高田好子）** 議長。

**議長（先山哲子）** 6 番、高田好子議員。

**6 番（高田好子）（登壇）** 続きまして、2 問目の質問、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてお伺いいたします。

带状疱疹ワクチンの接種については、最近、テレビCMなどやドキュメント番組などでも、メディアでも取り上げられ、この带状疱疹という言葉を目にするようになり、少しずつ带状疱疹はワクチン接種で予防できるという認知度が高まり、また同時に、50代以上の住民の方から带状疱疹にかかったことがある方、再発をしていること、後遺症に苦しんでいる方、带状疱疹ワクチンを接種したいが、物価高騰や年金生活の中で生活費、医療費等で生活が困窮しているなど、ワクチンまで手が回らないなど、带状疱疹ワクチンの助成があれば本当に助かるとのお声をいただいております。

長期化したコロナ禍の影響は、町民の皆様に変不安とストレスをもたらしました。加齢などによる免疫力の低下や疲労やストレスが引き金となって、発症のきっかけとなると言われております。带状疱疹に罹患する方も増加傾向で、今後は患者数は増えると言われております。これまでも带状疱疹ワクチンの助成については、先山議員が質問を行われ、また、同僚議員のもとにも带状疱疹ワクチン助成の要望が寄せられているとお聞きしておりますので、そのニーズは高いものと思われま

帯状疱疹の原因となるウイルスは日本人成人の90%以上、ほぼ100%に近い方の体内に潜んでおり、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎え、80歳までに約3人に1人が帯状疱疹に発症すると言われております。また、帯状疱疹大規模疫学調査宮崎スタディによりますと、帯状疱疹の調査では、20年余りで1.6倍以上増加し、特に帯状疱疹は50歳以上に多いことが明らかになっております。さらに、2014年から1、2歳児を対象にした水痘ワクチンの定期接種が始まりました。結果、水ぼうそうにかかる子どもが激減しました。これまで大人は水ぼうそうの子どもと接することで水痘帯状疱疹ウイルスに対する免疫が増強するブースター効果と帯状疱疹にかかりにくくなっておりました。

ブースター効果とは、一度獲得した免疫機能が同じ抗原が再度進入することで、さらに強力になることを言います。定期接種による水ぼうそうにかかる子どもが激減した結果、これまでブースター効果が得られやすかった20代から40代の子育て世代の発症率が増加傾向にあることも分かっております。

帯状疱疹にかかると、体の左右のどちらか一方に、最初はピリピリ、チクチクと刺すような痛みがあり、その後、夜も眠れないほど激しい痛みの場合もあります。そして、赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って、帯状にあらわれることから帯状疱疹と名づけられております。神経が損傷されることで皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを帯状疱疹後神経痛、PHMと呼び、焼けるような、締めつけるような持続性の痛みがずきんずきんとする痛みが特徴です。

このように帯状疱疹を発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になり、3、4週間ほどで皮膚症状が収まっても、50歳以上の方の約2割に神経の損傷による痛みが続くPHMになる可能性があると言われており、この帯状疱疹後神経痛は加齢とともにリスクが高くなり、50歳以上で発症する人の5人に1人が痛みが3か月以上続くと言われております。

さらに、帯状疱疹があらわれる部位によっては、顔面神経麻痺、目の障がい、難聴、耳鳴り、目まいなどの重い後遺症が生じることがあり、入院が必要な場合もあるようです。

今は抗ヘルペスウイルス薬が登場し、治療成績が飛躍的に向上しておりますが、現在もさまざまな合併症やPHMで長期間苦しむ方も少なくありません。先ほど

も述べましたが、成人のほぼ100%がこの帯状疱疹の原因ウイルス抗体を持っていることから、誰が発症してもおかしくない状況で身近な病なのです。予防としては食事のバランスに気をつけ、適度な運動と十分な睡眠を心がけ、できるだけ健康的な生活習慣を保つことが大切です。

さらに、50歳以上の方についてはワクチンを接種することで発症予防、重症化予防が期待できます。厚生労働省は2016年3月に、50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防としてワクチンの効果効能が示され、2016年からある水ぼうそう生ワクチン「ビケン」は小児の水ぼうそうと同じもので、帯状疱疹ワクチンとして使えますが、それに加えて新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチン「シングリックス」は、生ワクチンと比べると予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病など免疫が低下している人でも接種できる点が優れていると言われております。ワクチン接種は発症を完全に防げるものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防にもつながるとされております。

帯状疱疹ワクチンの接種費用は医療機関によって異なりますが、生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワクチンは1回2万2,000円程度で、こちらは2回接種しなければなりません。ただ、ワクチンは予防接種法に基づく定期接種ではなく任意接種のため、国からの支援はなく自己負担が発生します。これが最初にも申したとおり、高額な費用負担となり、積極的に接種を行えない大きな理由になっているのではないのでしょうか。

このような中、厚生労働省の厚生科学審議会において、予防接種法に基づいて行う定期予防接種として追加を検討するワクチンの一つとして、ワクチンの効果やその持続期間、導入に最適な対象年齢2種類のワクチンの比較、安全性や医療経済学評価等について検証、評価が進められていることは認識しております。

そこでお尋ねをいたします。帯状疱疹ワクチンの現状と効果をどのようにお考えでしょうか。また、帯状疱疹ワクチンの周知と接種の推進の取り組みはなされていますでしょうか。

2023年10月時点で、独自に帯状疱疹ワクチンの接種の費用助成をしている自治体は全国で316に上り、来年度実施予定を含めると400近くになるとお聞きしております。国の動きを待たずに自治体による帯状疱疹ワクチンへの助成が始まっています。国による定期接種化を前に、各自治体が地方から助成を進めることで、国による接種の早期化を促すことになると考えております。

本町としても住民の健康を守る、病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から带状疱疹を未然に防ぐために带状疱疹ワクチンの費用助成をすべきと考えますが、町のご見解をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がご承知のとおり、带状疱疹は水ぼうそうと同じウイルスによって起こる疾患で、治癒後も脊髄の神経などに長期間潜伏し、加齢やストレス等によるウイルスに対する免疫が低下しますと、ウイルスが再活性して带状疱疹を発症するものであります。

带状疱疹は80歳までに約3人に1人が発症するとされ、罹患率は50歳代から増加し、70歳代がピークとなっております。その合併症として带状疱疹後神経痛を発症する可能性があり、治療に半年から1年以上かかることもあり、80歳以上に発症のピークがあるとされております。

本年11月9日に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、带状疱疹ワクチンは带状疱疹の発症に加え、带状疱疹後神経痛の発症を予防することが期待できるとするも、引き続き、ワクチンに関する有効性、安全性、費用対効果について議論を行うこととし、定期接種化を検討している段階であります。

ワクチンを接種することで防ぐことが可能な病気に関しましては、病気を防ぎ、健康レベルを高める観点から有効なワクチンの活用を考慮すべきだと考えております。

しかしながら、带状疱疹ワクチンは予防接種法に基づく国が接種を勧奨している定期接種とは異なる任意接種であります。一定の効果はあるものの、接種後に注射部位の腫れや痛み、全身の倦怠感などの副反応が出る場合もあるとされております。このことから带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進につきましては、任意接種の段階では積極的な啓発等は行っておりません。

以前、先山議長の一般質問におきましても、带状疱疹に対するワクチン接種費用の助成についてご質問をいただいております。同じような回答になりますが、接種費用の助成につきましては、引き続き、国の動向や他市町村の状況、また、

副反応や安全性などを見極めながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） 今、部長のほうからご答弁いただきまして、積極的に広報等にも載せていないというような回答もあったかと思うんですけれども、本当に任意接種であります。ワクチン接種を行うことにより病気に対しての免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることができることから、予防接種の意義は大変大きいものだと考えております。町民の皆様には帯状疱疹の予防接種の種類や接種回数等について、何より帯状疱疹ワクチン接種の発症予防効果というのが非常に大きいということも周知していただけないでしょうか。

予防効果として生ワクチンが 51%、不活化ワクチンが 97% で、帯状疱疹神経痛の予防効果はそれぞれ 67%、その持続効果は 5 年から 10 年と言われており、不活化ワクチンの場合は 97% で 10 年以上その効果があると立証されております。こういったことも周知していただくことによって、例えば顔に出ますと、顔面神経麻痺や耳に入れますと難聴になるなど、さまざまな重症化するおそれがありますので、ぜひとも町として任意接種ではあります。皆様にワクチンがあるということをお知らせしていただくことがとても大事ではないかと思っております。帯状疱疹になったときはこのぐらいはと思って病院に行くのが遅れると重症化するというデータもありますので、初期症状 1 日、2 日で治療を開始するなど、広報やホームページ等で対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、ワクチン費用の助成については国が検討していることを注視して、各市町村の動向等も踏まえて検討をしていくというお答えでした。帯状疱疹にかかる場合、治療費と薬剤費を合わせて直接医療費と言われるものが 1 人当たり 4 万 2,638 円と言われており、さらに帯状疱疹後神経痛が残った場合は、1 人当たり 12 万 7,079 円と高額な費用がかかります。また、年間にかかる直接医療費は国全体で 260 億にも上ると言われており、入院や通院による欠勤での労働生産性の低下など、間接的な損失は毎年 47 億と推計され、帯状疱疹やそれに伴う合併症が日本社会に大きな経済損失を与えていることが報告されております。

日本の疫学調査を基に三郷町における1年間の帯状疱疹発症者数を推計すると、50歳以上で帯状疱疹を発症する方が128人、帯状疱疹後神経痛の方が27人に生じ、それに関わる医療費は770万円と推計されております。少子高齢化の社会において、現役ミドル世代、アクティブシニアと言われる50歳から64歳までを含み、シニア世代の地域住民の方々を対象にワクチン接種を選択しやすい環境とすることで、医療費の抑制と健康寿命延伸への貢献が期待されると思えます。

この帯状疱疹のみが病気ではないので、限られた財源の中で対応することは大変難しいと理解はしておりますが、実際、ワクチン費用助成をされている自治体、今後導入をする自治体があります。このような自治体はどうして費用助成をしようと思われたのか、また地方創生臨時交付金を利用した自治体もあると聞いております。他の自治体の助成実施状況は調査研究はしていただけましたでしょうか、お聞かせください。よろしくお願いたします。

**住民福祉部長（辰巳政行）** 議長。

**議長（先山哲子）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、テレビコマーシャルなどでも、50歳を過ぎればワクチン接種をしましょうというようなことも推奨されております。また、最近では、40歳以下の方でも発症される例が増えていると聞いておりますので、ホームページについては、今後、帯状疱疹とはどのような病気でどのような症状があるのか、また、予防接種についての周知等については検討していきたいと考えております。

また、近隣自治体等の調査研究についてでございますが、奈良県では山添村のみが助成されておまして、近畿では大阪府、京都府は今のところ0であり、まだまだ少ない状況であります。関東圏については助成しているところが増えてきていると聞いておりますが、先ほども議員がおっしゃったように、臨時交付金を活用して導入しているところが増えたのではないかと聞いております。

いずれにいたしましても、ワクチンの接種については安全かどうかであるかが問題になってくると考えておりますので、助成制度を導入すればメリットもありますが、副反応へのリスクも高まるため、予防接種に対して助成を行うことは慎

重に対応しなければならないと考えております。国において安全性の確保が示された時点におきまして、助成制度を検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） 今、部長のほうから答弁もいただきまして、再々質問ではなく要望とさせていただきたいと思います。

私も複数の町民の方から带状疱疹助成の要望をいただいております。それぞれに共通するのは、带状疱疹の症状やその痛みでつらい思いをされたこと、また、带状疱疹や带状疱疹ワクチンの存在について発症するまで全くご存知でない方もおられました。

中には、新型コロナワクチンの接種の際にかかりつけ医より带状疱疹を初めて告げられ、1か月以上痛く苦しんだ方、また4年ほど前に带状疱疹を発症し、带状疱疹後神経痛に1年以上大変苦しみ、現在も再発を繰り返されている方、症状改善に何か月も要した方、また顔面神経麻痺になられた女性の方は長らく外出するのも嫌だったということもお聞かせいただいております。

特に高齢になってから強い痛みはとても苦痛だと思います。高齢化が進む中でシニア世代の方々が元気に活躍されることはとても大切で、ワクチン費用助成は高齢者施策として非常に有効であり、高齢者を大事にするまちとして町民への強いメッセージとなります。また、働き盛りで社会的にも重要な役割を果たしている50歳から65歳、この年齢層は比較的行政サービスが少ないことから、費用の一部助成や、また助成額が多少少なくても非常に有益な政策になるとも考えております。

带状疱疹ワクチンについて、国による定期接種化を一日も早く望むところですが、今後はさらに自治体での導入が進むものと考えております。他の自治体での動きを見極めていただき、正しい理解を推進し、何よりも町民の健康を守るとの観点から带状疱疹やワクチン接種についての周知に努めていただくことを、さらに带状疱疹ワクチン接種実施についても強く要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（先山哲子） 6番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時です。

休 憩 午前11時26分

再 開 午後 0時57分

議長（先山哲子） それでは、休憩を解き再開いたします。

8番、澤美穂議員、一問一答方式で行います。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 澤美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 皆様、こんにちは。8番、澤美穂でございます。私は自分の仕事を粛々とするのが議員の仕事だと思っておりますので、今回は3本の質問を用意させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目、日本遺産推進事業の現況と「三郷町かわまちづくり」についての進捗状況についてお伺いいたします。奈良県三郷町第2期SDGs未来都市計画によりますと、日本遺産事業については、日本遺産に認定された「龍田古道と亀の瀬の地すべり・龍田大社の信仰」では、育成されたガイドにご活躍をいただいております。龍田古道・亀の瀬ガイドの会には現在49名の方が登録し、毎月、水・日・祝と活動しておられ、私自身もガイド研修を受け、登録をし、その49人の中に入っておりますが、職業柄、急に行けなくなることもあることから、ガイド見習いとして行けるときのついていかせていただいております。

主に、ガイドのスケジューリング業務を担当する人を協議会の窓口である柏原市が近畿日本ツーリストへ委託し、派遣をされておりますが、今年7月31日、ものすごくいい天気の日で、36度、37度ある猛暑日でございました。その午前中のガイドに行かせていただいた際、熱中症に対しての危機管理がおろそかだと感じた出来事がありました。どれだけ仕事ができても優秀だとしても、ホスピタリティーがなければ観光業には不向きであると考えます。来年4月より、協議会担当窓口が三郷町になることから、多額の委託料を支払うのなら、三郷町民や柏原市民の高揚につなげていただき、ガイドの声を生かした運営を希望いたします。

お隣柏原市では、先月、大和川の河川空間のにぎわいづくりに向けた河川のオープン化を近畿へ直轄第1号に指定され、ますます大和川のにぎわい倍増で、地域の活性化につながる大和川の水辺空間を生かしたまちづくりをされるようですが、三郷町のホームページによりますと、2021年10月12日に「三郷町かわまちづくり計画の登録書伝達式～かわまちづくりと日本遺産の連携～」を行っ

たと発表がありました。

三郷町かわまちづくり計画は日本遺産龍田古道・亀の瀬推進協議会が申請し、8月20日に国土交通省の支援制度に登録され、JR三郷駅付近に親水公園を造成し、町としても日本遺産の拠点観光拠点となる川の駅の整備などを予定されていることから、「大和川クリエイト35協議会」を設立、三郷町川まちづくり計画を協議会の下、町職員や若年層の住民が参加するワーキングチームを設立、令和5年3月にかけてボトムアップでかわまちの運営の手法や町との回遊性などについて検討を進めていきますと掲載されておりました。

川の駅は、日本遺産の観光拠点や住民の皆様から愛される憩いの場としても活用できるよう、地域独自の自然や地域のありのままの文化を地域の方々と共に体験できる、大和川を活用したカヌーなどのアドベンチャーツーリズムの拠点としても活用する予定ですとありましたが、令和8年完成予定の三郷町かわまちづくりの進捗状況等をお聞かせください。お願いいたします。

**副町長（池田朝博）** 議長。

**議長（先山哲子）** 池田副町長。

**副町長（池田朝博）（登壇）** それでは、私のほうから澤議員の1問目のご質問にお答えをしまいたいというふうに思います。

日本遺産の関連事業は、日本遺産龍田古道・亀の瀬推進協議会が運営しており、協議会の事務局を2年ごとに三郷町と大阪府の柏原市が担当することとなっております。ご質問の中にもございましたが、来年度、令和6年4月からは再度三郷町が事務局を担当することとなっております。

日本遺産に関連する事業といたしましては、来年初めに亀の瀬地すべり歴史資料館のリニューアルが大和川河川事務所の主導で計画をされており、新施設でのガイド要員として日本遺産協議会で育成事業を行ってきた龍田古道・亀の瀬ガイドの会を協議会の組織として正式な形で運営していく予定となっております。

ご質問の中にもございましたが、ガイドの皆様への状況、現況をお聞かせいただいたところでございますけれども、それらの状況も踏まえながら、今後の運営に際しましては、ガイドの会の役員の方々と協議を重ね、当地を訪れる方々に十分にご理解いただき、ご堪能いただける案内役として訪問客だけではなく、ガイドの会のご希望にも沿った体制や環境を整えた上で運営を行ってまいりたい、このように考えている次第でございます。

次に、三郷町かわまちづくりの進捗状況でございますが、本事業は令和3年8月に国土交通省から支援制度の登録を受け、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取り組みといたしまして、JR三郷駅の裏付近を起点に、今後、改修を予定しております川の駅・亀の瀬東口までの区間に、親水広場であったり、護岸階段、また管理用道路などの施設整備を実施する予定をしております。これらの整備は令和8年度での完成を目指すもので、事業主体は大和川河川事務所となります。

これまでの取り組みといたしましては、令和4年3月に、大和川クリエイト35協議会を設立し、その下部組織として地域住民の方々や役場若手職員で組織するワーキングチームを立ち上げ、親水広場をはじめとする大和川の河川空間において、どのようなことができるのかということについて種々検討をしております。

令和5年度からは実際に整備を行うに当たりまして、ワーキングチームからの検討内容を踏まえ、どのような形で整備内容に盛り込めるのかを検討いただき、事業主体である大和川河川事務所と調整を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。また、今年度でのかわまちづくり事業の進捗状況といたしましては、大正橋の下流側から護岸工事に着手する計画で、現在は整備内容や工事実施期間など、最終調整を行っているとの報告を受けているところでございます。

次に、町の事業に当たります川の駅・亀の瀬東口の進捗状況でございますが、現在、詳細設計まで完了しており、令和7年4月のオープンを目指して、現在進めているところでございます。

しかしながら、建築資材や物価高騰などの影響を受け、財源となる補助金の確保に加え、建築確認申請手続など期間を要することも予想されますことから、若干の遅れが生ずる可能性もございますが、亀の瀬をはじめとし、このエリアへの来訪客の皆様が増えていることから、可能な限り早期に完成できるよう進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

最後になりましたが、かわまちづくり、川の駅整備事業は事業主体は異なるものの一体的なエリアでの事業となることから、同事務所と連携を共有するなど、連携を密にしながら、大和川の水辺空間を生かしたにぎわいのある河川空間の整備に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

8 番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） ご答弁いただきましてありがとうございます。

三郷町側から見えないんですけれども、大和川を渡った国道25号線側から三郷駅側を眺めると、工事が着実に進んでいることは目に見えてきておりまして、コロナや万博等で資材が手に入りにくいという状況はどこも同じことなので、仕方がないことだとは思いますが、予定どおり進んでいると聞いて関係する住民さんも安心されるかと思えます。三郷町単体の事業ではなく、国土交通省や柏原市とのこともあり、なかなか要望が通らないこともあると思いますが、ガイドが担っている役割はとても大きいと思います。荷物を置く場所や休憩どころか座る場所さえない環境下で、暑い日も寒い日も頑張っていたいでいるガイドさんたちがゆっくりと座って、一息つけるような場所を提供し、無償ボランティアでございますので、一ガイドにつき、せめてお茶の1本でも渡してもらいたいというのをあわせて要望いたします。

また、三郷町にはガイドの会がないと聞いていますので、ぜひ、三郷町にもガイドの会を立ち上げて、川の駅を拠点として、亀の瀬だけではなく三郷町内の観光案内をも引き受けていただけたらと願っております。

令和5年11月5日、三郷町文化センター文化ホールで実施予定だった奈良女子大学大和・紀伊半島学研究所との三郷町との連携シンポジウムが延期となっています。「大和川から見る総合流域学の試み」と題して、大和川を軸とした三郷町の豊かな自然・文化・歴史を総合的に捉え直し、その地域特徴に立脚した未来像を模索すると、とても魅力的なタイトルになっていて楽しみにされておられた住民さんも多いので、これは相手方があることですから、すぐにとはいかないかもしれませんが、できるだけ早く開催していただきますようお願いいたします。

また、亀の瀬トンネル、旧大阪鉄道亀の瀬隧道内で、一定期間貯蔵した炭酸飲料「亀の甲羅（コーラ）」、こちらが今の河川事務所、資料館で買えないことがガイドさんにここで買えたらいいのよねという要望をいただいているそうですので、リニューアルされた資料館で購入できるようにしていただきまして、また、三郷町内の「亀の甲羅（コーラ）」の販売先をもっと増やし、役場でも取り扱っていただいておりますが、役場が開いている時間でなくても購入できるように、「亀の甲羅（コーラ）」の自販機なども設置していただくように要望いたしまして、私の1問

目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 8番、澤美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） それでは、2問目の質問、「eスポーツによる多世代交流で自治会加入促進を」についてご質問させていただきます。

現在、美松ヶ丘の人口は約1,850人、そのうちの半数が65歳以上、70歳以上は約4割を占め、超高齢化住宅地となっています。これは美松ヶ丘だけではなく、イーストヒルズを除いて、三郷町中がこんな感じではないかと推測されます。

自治会運営も班長の75歳定年を敷いてしまっている自治会も多いと聞いていて、どこの自治会も班長の成り手不足に頭を抱えていると思います。ちょうど世代交代の時期で新しい家と古い家が入れ替わっている状況で、新しく入居された方が自治会に加入されない世帯が増えていることも問題となっています。自治会に加入すると役員をしなければならない、共働きでそんな時間の余裕はない、煩わしいことには関わりたくない、さまざまな理由があると聞いています。

そもそも自治会に加入するメリットがないとの声もありますが、有事の際は公的救助よりも自助・共助・近助、三郷町にも講演に来ていただいた防災システム研究所所長、防災危機管理アドバイザーの山村武彦氏が提唱されている互近助をいかに発揮できるかによっても、減災に大きく影響すると言われていたことから、ふだんからのご近所付き合いがとても重要だと考えます。

私が自治会長になったときに、加入しない理由に挙げられていたものは、撤廃しようと自治会長をくじで決めないこと、入居後3年間は班長を免除することを総会で徹底させ、今までは敬老の日のお祝いしか出していなかったことから、子育て世代に向けて出産祝い金制度、これはお子さんが生まれたら自治会からお祝いをさせていただく制度でございます。青少年健全育成奨励金制度、これは高校生までの子どもが全国大会に出場する場合のお祝い金をお渡しするもので、これを機に今まで自治会に入っておられなかった世帯にも加入いただきました。

年度末に、その年の班長に自治会長をしてどうだったかと、アンケートを取ったところ、大変なこともあったけどやってよかった、たくさんの人と知り合えて

よかった、美松のことを知れてよかった、楽しかったなどと、好意的な感想が大半で、もう二度とやりたくないという意見はありませんでした。

自治会に加入するきっかけになればと、その方法の一つとして提案したいのが e スポーツです。2026年に愛知県で実施されるアジア競技大会の正式種目となり、今年10月14日にオリンピックの競技として検討され始めた e スポーツですが、e スポーツとはエレクトロニック・スポーツの略で、運動を意味するスポーツだけではなく電子機器を使用した娯楽、競技、スポーツ全般のことを指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。

今年8月、美松ヶ丘の夏祭りで、比較的若い世代のお子さん、小学生のお子さんを持つ班長さんがスイッチのマリオカートでレースをしたらどうでしょうと提案されたのですが、まず、スイッチが何かを分からない、マリオカートも知らないという年代もおられまして、ゲームですよということでお話をしたんですけれども、今年、美松ヶ丘自治会、班長最年長85歳の方も迎え、どんなものかと、マリオカートで実際に対戦していただき、面白いからやってみようということになったそうです。

この話を聞いたとき、私は今自治会の顧問なんですけれども、自治会館には宝くじ助成金で購入させていただいた70インチのモニターが設置されていたので、それを使って自治会館内でやるとばかり思っていたら、屋外に大型モニターを設置し、マリオカート大会を実施しましたところ、小学生以下を対象としていたにもかかわらず、回覧板で事前予約をしましたので、うわさを聞きつけた中学生が僕らもやりたいと名をのり上げていただき、1レース4人体制で25戦、100人を予定したのですが、大盛況で模擬店は売り切れても、マリオカートは終わらず、盆踊りを始めるのにマリオカート待ちになったという人、レースに賛成する子ども達に大人気だったのは言うまでもありませんが、ゲームを観戦していたギャラリーも保護者だけではなく老若男女大興奮で応援をされていました。

子ども達にしたなら、夜に外で友達と一緒にマリオカートができるというのも、非日常的で余計に楽しかったかもしれませんが、登校見守りで顔を合わせるたび、今度いつやってくれるのと聞かれて困っているような状況です。

ゲームというと悪い印象もありますが、年齢や性別を問わず、誰でも参加できるので、子どもから高齢者まで一緒に楽しむことが可能です。今や、高齢者の認

知症予防に活用している自治体も多く、子ども達と一緒にプレーすることで多世代間での交流のツールとしても注目されています。三郷町でも取り入れ、若い世代が自治会に加入するきっかけとなるかもしれない。参加者の年齢、性別、健康を問わない、町民体育祭に代わる e スポーツ自治会対抗戦はいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の 2 問目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、各自治会におかれましては、平素から町行政に多大なご協力を賜っており、感謝申し上げます。

自治会はいわゆる向こう 3 軒両隣を基本とした共助の組織であり、住民の皆様が協力して地域課題の解決や地域の美化、防犯や防災活動などに取り組み、親睦や交流を図りながら住みよい生活環境を築いていく、地域コミュニティーの中核組織であると考えております。

町内には 44 の自治会がありますが、これらの自治会活動をより充実させていただくことを目的に、自治会育成助成金など各種助成金をはじめ、自主防災や自主防犯活動などに対しまして、補助金を交付させていただいているところであります。

一方で、近年、住民の価値観や多様化や単身世帯の増加などにより、地域コミュニティーが希薄化し、自治会への加入率も年々減少傾向にあるようですが、災害時など、いざというときには地域で協力し合い、助け合うためにも自治会の役割は大変大きいものがあります。また、自治会の加入促進についてであります。自治会は任意団体であり、町が住民の方へ直接的な働きかけを行うことは難しいところもございますが、加入率の向上によって地域コミュニティーが活性することは町といたしましても大変重要であると考えているところでございます。

そこで、それらの加入促進の方策として、議員から e スポーツによる多世代交流のご提案をいただきました。この件につきましては、教育部長よりお答えさせていただきます。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** 私からはeスポーツ自治会対抗戦について答弁させていただきます。

町民体育祭に代わるeスポーツ自治会対抗戦を実施してはどうかという議員のご提案ですが、本町の町民体育祭は、コロナ禍で令和2年度から3年間中止となり、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に移行した本年度におきましても中止となりました。

これを受けまして、次年度に向けて現在、三郷町スポーツ協会では町民体育祭に代わるイベント、例えば、自治会のご協力をいただき、気軽に参加できるようなイベント等の実施に向けて協議していただいております。このことから議員がご心配されている自治会への加入者減少の対策として、ご提案のeスポーツ自治会対抗戦は加入促進の一つのツールと思われませんが、実際に当たり、会場や設備等の諸問題があり、現段階では実施が困難であります。

なお、先ほど加地総務部長からの答弁でもありましたが、町が直接住民の方々に自治会への加入促進を働きかけることは困難ではありますけれども、気軽に参加できるイベントを通じて、行政と地域住民の方々が一緒に触れ合い、自治会加入のメリット等を知っていただければ幸いかと思っております。

以上でございます。

**8番（澤 美穂） 議長。**

**議長（先山哲子）** 再質問を許します。

**8番（澤 美穂）（登壇）** 町のお考えをお聞かせいただきました。自治会加入は任意団体ということで直接的な働きかけは難しいとのことですが、各自治会が困っているということは把握していただけるんだなと思いました。

三郷町内の自治会の人口規模もあると思いますが、住民の暮らしと命に関わる防犯・防災に積極的に取り組んでおられる自治会もあれば、そうでない自治会もあると聞いています。

例えば、美松ヶ丘自治会では防犯・防災に取り組んでおりますし、若い世代の利便性を図るため、電子回覧板としてLINEのオープンチャットを使用しています。昨日現在、254名の方が登録をしていただいている、自治会員の約3分の1の世帯をカバーできていると言えます。自治会の毎月の広報一式、これは広報さんごうではなく、自治会長が毎月広報を書いておりますので、それとやまとの安全等の回覧、それに加え、イベントのお知らせ、月に2回ある廃品回収日、

月1回のスプレー缶の回収日、第5水曜日の有害ごみの回収日のリマインダーとして、また、通常の見聞板では、お知らせ不可能な急なガス工事や水道工事、火災発生などの緊急のお知らせも、自治会員からのお困り事や要望を吸い上げるツールとしても利用していて、有事の際は自治会員への連絡手段の一つとして使えるよう、ふだんから積極的に活用しています。

また、育児、介護、仕事等で自治会館での月1回の班長会に参加しづらい班長のために、オンライン参加も可能としたハイブリッド班長会を導入し、これは県庁からも取材に来ていただいて、自治会ジャーナルにも取り入れていただきました。避難所となる自治会館にもWi-Fiを入れてほしいと、ここで要望させていただいたのですが、Wi-Fiは入れてはいただけず、結局、自治会でWi-Fiを導入し、今もハイブリッド会議を継続して行っています。

仕事の都合でオンライン出席している方に加え、12月、先週、班長会がありましたが、予期せぬけがで全治3か月と診断され、自宅療養をされている班長が自宅からオンライン参加をされておりました。

また、三室自治会では美松ヶ丘同様、防犯・防災に取り組んでおられるのはもちろんのこと、自治会館で春には三室小劇場と呼ばれる演芸大会、秋には三室の住民さんの作品の展示を行う、今年で第8回目となる三室芸術祭を金・土・日と3日間にわたって開催され、今年、両方にご招待をいただき、初めて鑑賞させていただいたのですが、盛況ぶりに驚きました。また、今年は久しぶりに三室の防災訓練にも参加させていただいたのですが、350ミリのビールの空き缶に1合分のお米とお水を入れ、固形燃料でご飯を炊くという貴重な体験をさせていただきました。使うアルミ缶の加工から始まり、ご飯を炊いている間に防災についての話を聞き、防災クイズにも挑戦しながら、ご飯が炊けたら温めたレトルトカレーをかけて、みんなでいただきました。そして、カレーと一緒に湯煎で作ったプリンが城山台自主防災委員会から教えていただいたとのことでしたが、楽しみながら防災の知識も身につけ、子ども達から高齢者まで強い絆を感じました。このような特色のある取り組みをされている自治会の情報というのはなかなか伝わらず、うわさには聞いていても実際に見ると聞くのとでは大違いです。

防災に関しては、三郷町自主防災ネットワークグループをつくって、情報を交換しているので、自治会もこんなグループがあればいいなと思います。

ベテランの自治会長さんもおられるでしょうが、初めて自治会長される方もお

られると思います。各自治会の取り組みや成功事例などがあれば、全自治会で共有するような場を役場が提供していただくことはできませんか。同じことはまねできなくても、ヒントになることはたくさんあると思いますし、そこで、自治会長同士が顔つなぎをしていただけたら、個人的に質問や相談をしやすい関係が生まれると思いますが、いかがでしょうか。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、議員のほうから自治会間の情報共有ということで、自治会が集える機会を等のご質問かと思われれます。現在は連合自治会の会議を年に1度開催させていただいております。その中で何かよい事例を、今おっしゃられたような事例を基に情報共有ができる機会が持てればなというふうには考えております。

そしてまた、全自治体が集えるような機会となりますと、各自治会、温度差等もございますので、なかなか難しいところがございますが、それらを踏まえた上で、さまざまな方向から模索して検討していきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたが、自治会による地域コミュニティは、災害時など非常に重要と捉えております。今後も教育委員会など他部署とも連携を図りながら、また、議員各位のこういうお力もいただきながら、自治会の活性化を進めていければと思っておりますので、今後ともまたよろしくお願いいたします。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございます。

連合自治会長だけではなく、全ての自治会長と共有するためにも、書面で報告するなどいろいろな方法を考えていただけたらと希望いたします。

そして、教育委員会、町民体育祭を出したので教育委員会からもご答弁をいただき、ありがとうございます。

eスポーツのよいところは、年齢、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、一緒に楽しめるところです。軽スポーツ大会ならインドアなので、天候も関係な

いかと思いますが、その際はぜひ、F S S 3 5 スポーツパークでもできるボッチャを種目に入れていただけたらと思います。

先日、人権擁護委員の方がボッチャの体験に行かれたとお聞きしております。ボッチャは全ての垣根を越えて一緒に楽しめるスポーツです。ボッチャを広め、三郷町のグラウンドゴルフの人口に負けないぐらいの競技にさせていただきたいと願っております。

この場にはスポーツ協会の木口屋会長もおられますので、ぜひどうぞよろしくお願いいたします。

また、自治会対抗というわけではなく、eスポーツ大会を実施することはスマートシティSANGOのまちおこしにもふさわしいと考えます。ジチタイワークスウェブによりますと、熊本県美里町では年齢、性別を問わず、誰でもプレーできるeスポーツの特性を生かし、地域課題の解決に取り組んでいることで注目を集めておられます。高齢者に対する認知症予防や若年層との交流を目的とし、令和2年9月からeスポーツでいい里づくり事業を開始、ゲーム機を前に抵抗感を覚える高齢者が多かったそうですが、一度触れてみると、孫がゲームを楽しんでいる理由が分かったと、好意的な意見が上がったそうです。また、町内の集会場では、定期的に60代後半から90代の住民が集まり、「ぷよぷよ」を楽しんでおられ、開催の頻度に合わせて認知機能などの検査も実施され、令和3年6月にはeスポーツをする高齢者の約9割に注意力の向上が見られるとの成果も報告されています。

また、同町では令和2年度より必修化された小学生のプログラミング教育にもeスポーツを活用、小学生チームと高齢者チームに分かれ、「ぷよぷよ」の対戦を行うなど、世代間交流も実現しました。今後も事業に広がりを持たせ、eスポーツの聖地と認識してもらえるよう取り組みを進めていきたいと、担当者は語っておられます。

2019年に開催された「いきいき茨城ゆめ国体」では、国内で初となるeスポーツ大会が開かれ、約600人が参加し、観覧者を含めた来場者は約2,500人と、とても注目度の高いイベントとなりました。反響は大きく、約130社取材のメディア関係者が取材に訪れたことにより、茨城国体自体の知名度が上がり、eスポーツの魅力をより多くの人々に伝えることに成功した例もあります。

定住人口だけではなく、今後は関係人口を増やすことも重要ではないでしょう

か。総務省によりますと、関係人口とは移住してきた定住人口、観光にきた交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉でもあります。地方圏は人口減少、高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人材が新しい地域づくりの担い手となることが期待されておりますので、今後は関係人口を増やす方法の一つとしてご検討いただければと思います。

多世代交流といえ、今、コロナ禍で中止になっていますが、教育委員会の取り組みとして学校支援ボランティアと小学1年生と一緒に遊ぶ昔遊びが思い浮かびます。これは高齢者や私のような中高年の方が昔遊びを1年生に教えて、一緒に遊び、終わった後はそれぞれの教室でボランティアさんと1年生と一緒に給食を食べるとい、ボランティアの方が最も楽しみにされているといっても過言ではない、大切な大切な交流なので、また再開をしていただき、これからもずっと行っていただきたいと切に要望いたしまして、私の2問目の質問を終わらせていただきます。

**議長（先山哲子）** 2問目の質問は終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。

**8番（澤 美穂）** 議長。

**議長（先山哲子）** 8番、澤美穂議員。

**8番（澤 美穂）（登壇）** それでは、私の3番目の質問、「チャイルドシート、ジュニアシートの購入助成について」を質問いたします。

2000年4月の道路交通法改正により、6歳未満の子どもにチャイルドシートの着用が義務づけられました。この義務を怠れば当然違反として処罰の対象となつてから23年が経過しました。三郷町内では共働きの家庭が多くあり、それぞれ車で通勤されているご家庭もあります。また、出産後の仕事復帰をきっかけに、奥様専用の自動車を購入される家庭もあるようで、困るのがチャイルドシートです。

突然の子どもの体調不良や仕事の都合などにより、通常、お迎えに行かないお父さんが迎えに行ったり、またその逆もありますが、それぞれの車にチャイルドシートやジュニアシートがない場合、とても困られると聞いています。幼児用保護装置使用義務違反1点で、それ以上にお子さんの安全を考えると、乳幼児を育

てる上で必要不可欠なものであります。

警察庁と一般社団法人日本自動車連盟 J A F が令和 5 年 6 月 3 日から 7 月 1 7 日までの間、こちらは調査データに不備があったため、10 月に一部再調査を実施されているデータでございますが、合同で実施したチャイルドシートの使用状況の全国調査の結果では、全国平均の使用率は 76.0%、前回比プラス 1.5 ポイントとなっております。年齢層別の使用率では 1 歳未満が 92.0%、前回比プラス 2.1 ポイント、1 歳から 4 歳が 78.7%、前回比プラス 2 ポイント、5 歳が 55.5%、前回比 2.6 ポイントであり、5 歳児の使用率はほかの年齢層と比べて低くなっています。

このために、今回の質問はチャイルドシートだけではなくジュニアシートも含めて要望をしております。また、チャイルドシートを使用していない場合、車に乗って、交通事故に遭ったときの死亡率が使用していた場合に比べて約 4.6 倍も高くなるようで、チャイルドシートの適正な使用が交通事故による被害の軽減に大きく寄与していることが認められています。チャイルドシートやジュニアシートを使用せず、子どもが車内で動いたり、カーブを曲がる際、子どもが座席から転落した場合など、子どもに気を取られ、脇見運転になってしまい、重大な事故に発展する可能性も捨て切れません。

奈良県内でも御所市、山添村、下北山村に続き、今年 5 月から高取町が助成を始められました。近隣 7 町に先駆けて、大切な命を守るチャイルドシート、ジュニアシートの購入助成をお願いできないでしょうか。よろしく願いいたします。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（先山哲子） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の 3 問目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、道路交通法の改正により、平成 12 年 4 月から 6 歳未満の乳幼児にはチャイルドシートを着用することが義務づけられています。この義務化から 23 年が経過し、チャイルドシートの装着率は約 75%にとどまり、4 人に 1 人の割合で使用されていないのが現状であります。このような状況の中、全国的にチャイルドシートを使用していなかった乳幼児が自動車事故で亡くなられるといった痛ましいニュースが後を絶ちません。本町といたしましても職員一人ひとりがチャイルドシートの装着が子どもの命を守るということを再認識し、保護

者の皆様へ啓発していくことが重要であると考えています。

一例を挙げますと、妊婦が集うファミリークラスや乳幼児健診などの機会を捉え、チャイルドシートの必要性について広く周知、啓発等を行い、装着率の向上に努めてまいります。また、ご指摘のとおり、本町でも共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズも高まり、地形的に坂道の多い三郷町では、移動手段として主に自動車を使用され、車での登園や仕事帰りにそのまま車でお迎えに来られる保護者をよく見かけるようになりました。

その車に必要なチャイルドシートも物価高騰化の影響により、安全基準に適合したものでは1台当たり2万から3万円が相場であると言われていています。車を2台所有されている世帯ではその倍となり、出費はかさみますが、大切な子どもの命はしっかり守ってほしいと願っています。

さて、議員ご質問のチャイルドシート、ジュニアシートの助成についてでございますが、本町では本年3月1日より、出産・子育て応援給付金事業を開始しています。特に、経済的支援では妊娠届をされた妊婦に対し5万円を、また出生後、届出をされた養育者に対しても5万円、計10万円の現金を給付しています。

一方、他の自治体では現金給付に代わり、各5万円のクーポン券を配布し、ベビーカーやベビーベッド、チャイルドシートなどもクーポン券で購入できるなど、自治体の判断により現金給付もしくはクーポン券の配布かを選択し、本町では現金給付により支援を行っています。

このようなことから、本町といたしましてはチャイルドシートやジュニアシートの購入費用に係る助成については現段階では考えておりません。しかしながら、チャイルドシートは子どもの命を守る大切な命綱であり、必要性についてはしっかりと周知啓発等を行ってまいります。

また、三郷町では、本年5月30日よりリユース事業を開始しており、ご家庭で不要となったチャイルドシートやジュニアシートなども、今後、住民の方々からご提供いただけるよう、担当部署とも連携し、リユース事業の活用についても検討してまいります。

以上です。

8 番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございます。

私たち議員も事あるごとになるべく現金給付をと要望させていただいていることもあり、現金給付をしていただいていることについては住民さんたちからも感謝の言葉をいただいております。リユース事業について、不要となり、そのままだと捨ててしまわれるものを必要とされる方に使っていただけるシステムはすばらしいものだと思います。ただ、私も長男が生まれたときに購入したチャイルドシートを次男のときも使い、チャイルドシートが不要になったときに欲しいと言われたので差し上げたのですが、車と違って車検もなく、自転車のように整備士に点検してもらうことがないこのチャイルドシートが本当に安全なのか、表面上は問題なくても、見た目では判断できない、経年劣化や強度が低下しているのではないかと不安があったため、差し上げる際にはくれぐれも毎回状態を確認してから使うようお願いし、お渡しした記憶があります。

幸い、何事もなく大きく成長してくれてよかったです。リユース事業についてこの後質問される議員がおられたので、今回、詳しくは言わないようにしたいと思っていました。すけれども、一時期しか使わない、例えば沐浴のベビーバス、いや、成長とともに着られなくなるベビー服、子ども服については、もう大いに活用していただければと思いますし、高額なベビーベッドやベビーラック、バウンサーなど、子育てに必要なもの、こちらは親が通常利用の強度などを毎回確認できるので問題ないと思いますが、チャイルドシートを扱うことには、私は賛成できません。あくまでも事故の際、どうなるかが分からないからです。

これは私のように個人的にお譲りする場合はいいですが、中に町が入った場合に、事故が起こったとき、どうされるのかという不安もあります。リユース事業ですので、保証書やレシートがあるなら別ですが、いつ購入されたかも分からない場合もありますし、メーカーが想定している安全性が確保できないこともあると思うからです。

三郷町では小学生を犯罪から守るビーコンシステムを保護者の負担なく導入していただいております。これは今後、対象を中学生までにしていただけるとありがたいというご意見もありますので、申し添えていただきますが、今年10月、辰己議員の一般質問により、自転車用ヘルメット購入費助成も始めていただき、学生だけを対象にしている自治体が多い中、全住民を対象としているところは珍しく、住民の命を守る助成をしていただいていることは高く評価しております。

とはいえ、奈良県内ではまだ4市町村しか購入助成をされていません。金額も

1万円から2万円とさまざま、対象に条件をつけておられるところもあれば、何もないところもあります。0歳児から5歳児までを対象とすると、これ、すいません、1学年180人で計算いたしましたので、約1,080人、全員に1万円助成するならば1,080万円必要となりますが、3歳児からはジュニアシートで対応できると思います。チャイルドシートとジュニアシートの違いは、ブスターシートと呼ばれる背もたれの部分がなく、あくまでも座面をかさ上げして、従来のシートベルトが大人と同じように腰の位置で留められるようにするものであり、こちらは5,000円以内で購入できるものもあります。

ジュニアシートに関してはかさ上げするためだけの座面であり、乳児と違って、首が座っている幼児が使うこともありまして、事故の際は車のシートベルトが直接子どもを守ることから、リユースでも問題ないと思われまますので、対象年齢を満3歳までのチャイルドシートの購入助成にのみとするか、またジュニアシートはチャイルドシート助成の半額の5,000円にするなど、予算の許す範囲で再度のご検討をお願いしたいと思います。

また、高取町です。今年の5月から助成を始められましたが、通常、ほとんどのところは、大体、満6歳までとなっておりますが、高取町は助成期間も生後6か月以内と、短い上に徴税公課の滞納のない人との条件があるにもかかわらず、1年以上高取町に定住する意思のある人と明記されております。ですから、子どもの命を守ると同時に、定住人口の増加も目的とし、チャイルドシート、ジュニアシートの助成をお考えいただけないでしょうか。

先ほど、母親学級、母親教室でも、チャイルドシートの重要性についてご説明をいただけるとのことですが、車によっては簡単にチャイルドシートを固定する機能がある車種もあるようですが、せっかくチャイルドシートを装着していても正しい方法で装着されていないと、子どもを守ることができない場合がありますので、正しく設置できているかなどのポイントもあわせてお伝えしていただければと思います。

少子化が進み、私が子育てしていた時代よりも子どもの数は減っています。せっかくこの世に誕生した子ども達が交通事故で命を落とすことがないようにとの思いから、私は交通安全協会の一員として、毎年、三郷町内8園で実施されている幼稚園、保育園の交通安全教室に行っています。たった一つしかない大切な命を自分で守れるようにと、保育園なら0歳児から、幼稚園なら3歳児から毎年繰

り返し繰り返し交通安全意識を高めるために、交通安全教室を行っております。交通事故はどんなに気をつけても気をつけていても巻き込まれる可能性もあります。ぜひ、もらい事故等で子ども達が命を落とすことがないように、再度、チャイルドシート、ジュニアシートの購入の助成の検討をお願いいたしまして、私の3問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（先山哲子）** 3問目の質問は終了しました。それでは、8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開2時10分です。

休 憩 午後 1時50分

再 開 午後 2時08分

**議長（先山哲子）** 休憩を解き再開いたします。

それでは、1番、神崎静代議員、一問一答方式で行います。

**1番（神崎静代）** 議長。

**議長（先山哲子）** 神崎静代議員。

**1番（神崎静代）（登壇）** 1番、神崎静代です。

まず、「第9期の介護保険料は値上げしないように」ということで質問をいたします。

介護保険制度は家族が担うことが中心だった介護を社会全体で担おうとして始まりましたが、国は保険給付の対象を狭めたり、自己負担を引き上げたりして、利用を抑制するとともに、介護報酬を切り下げ、介護サービスの提供体制の基盤を取り崩してきました。

12月4日にも厚生労働省は大きな反対世論で昨年は見送った介護老人保健施設の一部や介護医療費の多床室、いわゆる相部屋の部屋代の自己負担導入の案を社会保障審議会の分科会に示すなど、第9期に向けて介護保険の改悪をしようとしています。負担増で施設が利用できなくなり、病気や身体の状態が悪化するおそれがあり、これ以上の改悪は許せません。

三郷町でも第9期の介護保険事業計画が検討されていることと思います。三郷町では第8期の介護保険料は月額で450円引き上げて5,880円となり、第1期保険料3,000円の1.96倍にもなりました。西和7町の中では安堵町に次いで2番目に高い保険料となっています。

第8期1年目の2021年度の介護保険特別会計決算は8,100万円の黒字、

2年目の2022年度も2,800万円の黒字決算となり、基金は2022年度末で1億5,000万円となりました。

年金の額は少し増えましたが、最近の物価の高騰に追いついておらず、高齢者の生活は大変です。しかも、介護保険を利用するためには介護認定を受けなければなりません。認定を受けている人は約2割です。その他の8割の人は保険料を納めてもサービスが受けられず、保険あって介護なしの状況です。サービスが受けられないのに保険料が高過ぎるという声もお聞きします。約1億5,000万円ある基金の活用や法定外繰入れを禁じる法令規定はなく、国が示す3原則に必ず従う義務はないという厚生労働省の国会答弁もありますので、一般会計からの法定外繰入れなどして、第9期の保険料の引上げは行わないようにすべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

本年度は3年ごとに見直しされます高齢者福祉計画・介護保険事業計画第9期の計画の作成年度であります。令和6年度から令和8年度までの介護保険料の改定の年であり、その介護保険料の算定につきましては、現在、町長の諮問機関であります介護保険運営協議会において、第9期介護保険事業計画の策定及び審議をいただいているところであります。

議員がご質問の介護保険料につきましては、人口の推移、被保険者数、認定者数の推移、介護保険サービスの給付実績を参考に、第9期に係る保険給付費を見込んで算出いたします。

しかしながら、年々、要介護認定者数やその方々の介護保険サービスの利用頻度、保険給付費は増加傾向にあります。また、団塊の世代が令和7年に75歳を迎えられ、介護を必要とする可能性が高い75歳以上の人口がさらに増加していくことが見込まれます。このことから高齢化率が30%を超えて進んでいく中、介護を社会全体で支え合う介護保険制度においては、持続可能で安定的な財政運営が何よりも重要であります。

介護保険料は保険給付費の23%は65歳以上の第1号被保険者が負担していくと介護保険法に定められており、保険給付費の上昇は介護保険料の上昇に比例

していくものと考えられます。そのためにも現在も社会福祉協議会と連携しながら実施しておりますすっきり教室、運動機能向上訓練、100歳いきいき体操、口腔機能向上事業などの介護予防や認知症予防を継続することで、介護を必要とする方の減少、介護給付費の抑制につながると考えておりますので、今後も引き続き予防施策を重点に置いた取り組みを実施してまいります。

また、議員がご質問の一般会計からの法定外繰入につきましては、一般会計からの繰入が常態化すると財政を圧迫することになり、ひいては他の施策にも支障を来すことから、今後も一般会計からの繰入は介護保険法に基づくルール分の繰入を行ってまいりたいと考えております。

最後に、基金の活用についてでございますが、約1億5,000万円の基金は令和4年度末の額であり、今年度はこの基金から一部取り崩す必要があると見込んでおります。

なお、第9期の介護保険料算定に当たっては、基金の活用を考慮しつつ、適正な介護保険料を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 今、ご答弁いただきましたけれども、高齢者の方々の中でも低所得者の方々には、物価高騰などで本当に生活が大変になっています。国保や後期高齢者医療、介護保険などの保険料が高くて大変という声は、これまでもずっと聞いておりましたけれども、最近はより大きくなってきています。町も少しでも保険料を抑える方向で考えていただいているようですけれども、今の答弁の中では、所得段階については述べられていませんでしたけれども、今回、国のほうでも多段階、13段階にするようなことも国のほうからも言われております。

この多段階については、現在も王寺町では17段階、上牧町は16段階、斑鳩町は13段階などと、もう既に多段階にしています。三郷町でも国の9段階よりは多い11段階にしていますけれども、国も13段階に増やすと言っておりますので、所得段階を増やすことで低所得者の保険料を抑えることができるんじゃないかと思っておりますので、所得段階についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

いろいろなことを考えて保険料の値上げはなるべくしないようにしてほしいと思っておりますけれども、この件についてはいかがでしょうか。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、超高齢化社会を迎える中、介護保険制度を維持していくためには、持続可能で安定的な財政運営が何よりも重要であります。その中で国の社会保障審議会介護保険部会におきまして、介護保険制度の持続可能性を確保するためには保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から高所得者の保険料率の引上げ、そして、低所得者の保険料率の引下げについて検討を行うことが適当であるとされていることから、本町といたしましても低所得者の方に対しましては、第9期の介護保険料の算定に当たりまして、所得段階を現在の11段階から、今回、国が示しております13段階に細分化し、極力、低所得者の方の負担にならないように検討してまいります。

また、今回の補正予算でも上程させていただいておりますが、介護サービス給付費は年々増加しております。そのためにも、今後、医療と介護の一体化に向け、ヘルスケア事業など予防施策をしっかりと行い、少しでも給付を抑える施策を実施すること、そして基金を活用することで、保険料の上昇を抑えられるよう、適正かつ効果的な介護保険制度の運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了いたしました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、2問目、「大阪地検特捜部の捜査について説明を」ということで質問いたします。

10月3日、官製談合防止法違反の疑いで、町役場に大阪地検特捜部の捜査が入りました。10月11日、町議会の全員協議会で副町長から説明がありましたが、新聞報道などで得た情報以上の詳細は分かりませんでした。町民からは何があったのかという問合せが多数寄せられています。

森町長ほか複数名の職員が事情聴取されました。誰がどのようなことを聞かれ、どのようにお答えをしたのかお聞きしたいと思います。

また、10月3日以降、体調不良で休んでおられた町長が11月6日からは登庁していますが、記者会見もしていませんし、何の説明もされていません。町長は町民から選挙で選ばれた町を代表する独任制の執行機関の責任者です。何があったのかを説明すべきだと思います。ご答弁をお願いいたします。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、今回の件で議会議員の皆様をはじめ、関係各位、そして何よりも町民の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしていることを深くおわびいたします。

これまでの経緯については、10月11日の全員協議会で副町長から、そして先ほどの11月6日から私が出ていることにつきましては、11月の30日に全員協議会でお話をさせていただいたとおりでございます。議員各位にご説明させていただいたとおりでありまして、その後、基本的に状況は変わっておりません。

これまで複数の職員が任意での事情聴取を受けていることは事実ではありますが、誰がどのようなことを聞かれたかについては捜査事項であり、また、聴取された職員本人がほかへ漏らすことができない事情もあり、町としても詳細を把握してございませんので、お答えすることは控えさせていただきます。

また、町からの記者会見等、公式の場での説明機会についてですが、先ほども申し述べましたとおり、捜査の進捗等を把握しておらず、確定的な情報がないまま臆測で記者会見等を開くことは、かえって混乱を招くおそれがあることから、現段階では予定しておりません。

皆様には大変ご心配をおかけしていることは十分承知しておりますが、今後も町として検察の捜査に協力しつつ、一定の結論が出た段階で、その内容に応じてしかるべき対応を取ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 町長からご答弁をいただきましたが、私がお聞きしたかったことについては捜査中で答えられないという答弁でした。町長は選挙で選ばれ

た方です。選挙で選んだ町民は何があったのか知りたいと考えるのは当然であり、答える義務があると思っています。

一月ほど役場に出てこられませんでしたでしたが、11月6日からは出てこられ、11月13日からは本格的に公務に復帰されています。老人会が行っている友愛の集いで挨拶をされたり、いろいろと公務をこなされています。ということは、町長は何らやましいことはないと思っておられると考えますが、やましいことがなければ町長が聴取されたことについてはお聞かせ願えないのでしょうか。

官製談合防止法の疑いということですので、どのようなことがあったのか、町長のご答弁をお願いいたします。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 神崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

これにありましても、検察のほうから、何と言うんですか、出すことをやめとけという方向でおっしゃっておられるので、私はここで申し述べることはいたしません。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 検察のほうからも止められているというようなことだったと思いますけれども、大阪地検の特捜部の捜査が入る、官製談合防止法違反ということで入ったわけですけれども、もう大変な事態だったと思います。

町長は町民の皆さんから選挙で選ばれておりますけれども、私たち議員もやっぱり同じように選挙で選ばれております。二元代表制の一翼として、議員は重要な、議会は重要な事件を審議し、決定し、行政を批判、監視する機関でもあります。

そういった点から言いますと、議員としてもこういった事態について当然チェックをしなければなりません。現時点では、官製談合防止法違反があったのかどうかということは結論は出ていませんけれども、起訴されるということになれば、当然、どうしてこういうことになったのか検証しなければなりません。また、起訴されなかった場合であっても、どうしてこんな疑いが持たれたのかということが、それ自体が大変な問題だと思いますので、起訴されなかったとしてもこういうこと、疑いを持たれたことについて総括する必要があると思っています。

これは町として執行機関としてもそうですけれども、議会としてもちゃんとチ

ェックができなかったという、そういうこともありますので、議会としてもしなければならぬことだと思っています。

捜査の結果が出ていませんけれども、どんな結果が出るにせよ、捜査の結果も踏まえて、どういったことがあったのかきちんと検証し、今後こういったことが起こらないようにしなければなりません。そして、それを町民に説明する必要があります。町長はもちろぬのこと、議会としても町民に説明する必要があると考えています。

そういったことから、今回、この質問もさせていただいているんですけれども、町民にはもちろん説明していただかないと思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えになっているのか。これで、私の質問は再々質問なので、最後になりますけれども、先ほど、私、何もやましいことがなければ、町長自身のことについてはと申しましたけれども、やっぱり、何もそういうことで答えられないということであれば、何か町長が何らかの関与があったのではないかと、そう考えざるを得ませんのでね。ちゃんとした説明をすべきですので、答えられる範囲で、ぜひ、ご答弁をお願いいたします。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 神崎議員の再々質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃっていただいたことはよく分かります。ただ、今、全てにわたって全く分からない状態にあります。私の臆測で物を申すということできない状態でございます。ですので、町として検察の捜査に協力しつつ、一定の結論が出た段階でその内容に応じてしかるべき対応を取ってまいりたいと思いますので、ご理解賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結いたします。

それでは、5番、南田善紀議員、一問一答方式で行います。

5番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 南田善紀議員。

5番（南田善紀）（登壇） 失礼します。5番、南田善紀です。眼鏡をかけておりますが、最近、老眼がひどくて急遽つけることになりました。間違いなく南田です。よろしくをお願いいたします。議長のお許しをいただきましたので、通告書のお

り質問させていただきます。

「日本語学校について地域住民に丁寧な説明と、学生と地域をつなぐ役割を担っていただきたい。」について、質問させていただきます。

本年4月、奈良学園キャンパス跡地に福祉施設レイモンドヴィレッジが創設されました。レイモンドヴィレッジは「未来技術・SDGs・共生社会」を三つの柱とし、生涯活躍のまちに向けた取り組みを本町と連携し、行っております。三郷町の理念に即した事業を展開し、今後の広がり大きな期待を抱いているところであります。

レイモンドヴィレッジの事業の一つとして、本年10月に、ハウディ日本語学校が開校されました。1期生として41名の若者が日本語を勉強するため、さまざまな国から三郷町にやってきました。10月下旬になると、海外の若者が大勢で歩く姿を度々見かけるようになりました。日本語学校の学生たちは自分たちの故郷である国と日本の文化の違いにまだ慣れてはおらず、日本では非常識とされる行動も見かけます。

例えば、つばを道端に吐いたり、イヤホンを使用せず音楽を鳴らしながら歩いたり、歩道に座り込むなど、そのような行動があり、地域の住民は不安に感じております。学生たちは大人数で行動することも多く、歩道に座り込み、小学生が下校時に通れないといった場面に出くわすことがありました。もちろん学生たちに悪意はなく、声をかければ気持ちよく道を開けてくれるのですが、小学生たちは不安に感じたと思います。

日本語学校開校前の9月に、レイモンドヴィレッジ担当者に地域との関わりや理解について尋ねました。担当者は8月に地域住民に対して説明を行ったと回答がありましたが、地域ではこのことが浸透しておらず、急に増えた外国人に不安と戸惑いを感じておられます。また、11月1日時点で、日本語学校の開校について、地域中学校や小学校は聞かされておらず、日本語学校学生たちと下校時間が重なることから、今後のトラブルがないか心配されます。

三郷町がインクルーシブの視点から多様な考え方を取り入れ、海外の若者が学習の地として選んで来てくれることに、私は大変うれしく思っております。しかし、文化の違いから来る地域住民とのトラブルが懸念されます。民間の法人が行っている事業ではありますが、役所が地域と法人をつなぐかけ橋となり、地域に不安ではなく、ようこそ三郷町への気持ちが芽生えるよう、事業の丁寧な説明

とともに、突然、多くの外国人学生が住み始めたことへの不安な気持ちのケアを切にお願いいたします。

現時点で、住民の皆様は不安を感じておりますが、この状況をチャンスと捉えて、小中学校の児童生徒には多様な文化と触れ合えるまたとない機会であり、地域においては日本の三郷町はすてきなまちだと、学生を通じて感じてもらい、すばらしさを全国へアピールできるような、「三方よし」の施策へと育てていただきたいです。現状の課題解決を踏まえ、町としての地域や学校への取り組み案を聞かせてください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、南田議員のご質問にお答えさせていただきます。

F S S 3 5 キャンパス内にある日本語学校につきましては、奈良学園大学三郷キャンパスが町に無償譲渡され、その跡地活用事業を公募したところ、「檸檬会・ハウディ・あをに工房事業共同体」からの提案により、6号館を活用して設置されることとなったものであります。

この日本語学校は、当初、令和5年4月に開校の予定でありましたが、許可手続の遅れにより、10月にハウディ日本語学校として開校されました。10月25日に開校式が行われ、現在はネパールから45名、ベトナムから2名、バングラデシュから7名の主に18歳から20代前半までの留学生が町内に在住し、通学しております。

開校に当たっては、運営する株式会社ハウディから近隣地域の自治会長とF S S 3 5 キャンパスからJ R 三郷駅までの間の周辺店舗に、挨拶と日本語学校開校の説明を行ったと聞いております。また、町におきましても、9月号広報で日本語学校開校の記事を掲載し、住民の皆様にお知らせいたしました。しかしながら、広く町全体に浸透し、理解されたとは言えないのが現状であります。

そのように日本語学校に対する理解が進まない中、急に外国人が増えることについて、小中学生の保護者の皆様や地域住民の皆様が不安に思う気持ちは当然あると思われれます。そういった中、日本語学校側といたしましても、地域に少しでも早く溶け込めるよう、小中学校及び幼稚園、保育園へチラシの配布をさせていただいていると聞いております。また、本町はS D G s 未来都市として、基本理

念である「誰一人取り残さない社会の実現」をさらに発展させ、誰もが地域において能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らすことのできる全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」を、また、年齢、国籍、障がいの有無に関係なく、全ての人が生き生きと学び、働き、遊び、生活し、活躍し、交流するインクルーシブシティを目指しております。

F S S 3 5 キャンパスはその核となるエリアであり、その中で日本語を学ぶため、海外から三郷町に来てくれている留学生たちが三郷町で日本語だけではなく日本の文化も学び、日本のよさを知ってもらうためには、地域とのコミュニケーションづくりが必要不可欠であると考えております。また、学校側としても留学生たちが地域のさまざまな活動やイベントに参加し、交流できることを望んでおられます。

それらのことから、例えば、人権フェスタや文化祭に日本語学校のブースを設けるなど交流の場を提供し、文化の交流につなげられるよう、学校側とも協議してまいりたいと考えております。

そして、また議員のおっしゃるとおり、本町といたしましても多文化と触れ合えるまたとない機会であると捉えておりますので、地域と留学生たちをつなぐかけ橋としてさまざまな場面で積極的に交流の機会を設け、共生社会の実現に向け、努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**5 番（南田善紀）** 議長。

**議長（先山哲子）** 再質問を許します。

**5 番（南田善紀）（登壇）** 失礼します。加地部長から今の現状、これからの施策、ご説明いただきました。学校開校以降、三郷町役場のほうにも苦情といたしますか、日本語学校の学生、学校のことへの問合せがあったというふうに聞いております。また、役所の関連機関のほうにも問合せ、あったと聞いております。私のほうにもありました。もちろん日本語学校のほうにも問合せ、もしくは苦情あったかと思えます。

いろんなことを始めていく、最初にチャレンジしていくと、さまざまな課題であったりとか、トラブルというのはつきものであるかと思えます。これはチャレンジしていく上では仕方がない。三郷町がさまざまなことを今取り上げていく、進んでいくには、どんなトラブルも起こってくるかと思えますが、これだけいろ

んなところから苦情であったり、問合せがあるというのは、事前に想定できたことではないかなというふうに思います。

私からお願いとして、これからさまざまな事業をしていく、またハウディ日本語学校では、今、54名の学生が通っておられますが、定員が120名であったかと聞いております。また、2年学習するというので、最大240名の外国人学生たちが立野地域に生活することになります。いろんなことを想定して、地域住民に不安なく、応援していこう、この三郷町に来てもらえるのは大変うれしいことだと感じれるような説明であったりとか、事業の、また展開というのをつなぐ役割をお願いしたいなと思います。

そして、1点質問なんです、私がかげ橋となっていたいただきたいということに対して、加地部長からもかけ橋となっていくというような回答がありました。これは私の質問が正しく受け取っていただけたなというふうに感じておるんですが、学校でチラシの配布、また三郷町で行うさまざまな事業の参加を促すと、こういったことではちょっとかけ橋という名では物足りないかなというふうに思っています。今すぐにどんなことを具体的に行うという回答は難しいかと思いますが、例えば、学校、地域、また役場が一緒になって地域とのコミュニケーションづくりというのを積極的に行っていくであるとか、多文化を取り入れるため、教育委員会、小中学校が一緒になって多文化を学習していく機会、総合の学習で5年生で、海外のことというのは学ぶと思います。またとない機会です。ぜひ、こういった場面を活動していただいて、プラスになるような、この外国人たちがたくさん三郷町に来たということがすばらしく三郷町にプラスになるような、そういったことをしていただきたいと思います。

今のこの提案に対して、今できることを具体的に答えるのはなかなか難しいと思いますが、答えていただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

**総務部長（加地義之）** 議長。

**議長（先山哲子）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、南田議員の再質問にお答えさせていただきます。

F S S 3 5 キャンパスの経緯からも、町といたしましては関わっていかねばならないというのは強く思っているところでございます。確かに周知不足というところは否めない部分があるのかなというふうにも考えております。

そして、町も事業者と一緒にあって、住民の方々とつながりが持てるような、多くの機会をこれから積極的につくっていければなというふうには考えております。確かにちょっと今、具体的な例は、先ほど言わせてもろた分ぐらいしかないので、今後考えていきたいなと。

また、多文化と触れ合えるまたとない機会でもあるので、教育委員会とも連携を密にして、小中学生と触れ合える場面を多くつくっていきたくて考えています。そして、それを大事にしていきたくて思います。

今後は、さまざまな試行錯誤を繰り返しながら、いい形に持っていけるように努めてまいりたいと思いますので、もう少しお時間をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（先山哲子）** それでは、5番、南田善紀議員の質問は、以上をもって終結いたします。

次に、7番、木谷慎一郎議員、一問一答方式で行います。

**7番（木谷慎一郎）** 議長。

**議長（先山哲子）** 木谷慎一郎議員。

**7番（木谷慎一郎）（登壇）** 7番、木谷慎一郎です。議長のお許しをいただきまして、私からは、「保育園から病児保育施設への送迎支援事業について」ということで質問させていただきます。

三郷町では、皆様ご存知のとおりですけれども、現在、病児保育施設いちグループが稼働しています。これによって子どもが体調不良の場合も保護者が就労できるという選択肢ができました。しかしながら、発熱等は自宅にいるときだけ発生するものではなくて、実際には登園したあとに、保護者さんが仕事に行ったあとに発熱したということで、保育園から保護者の就業中に電話があつて、保護者が急遽お迎えに行かなければならないということも実際には多くあります。

そういうときにすぐに仕事を早退等してお迎えに行ければいいんですけども、常にそうであるのが限らないというのが現実です。また、仮に可能な場合でも、そのような早退を度々せざるを得ない状態が続けば、その職場で仕事を続けること自体が難しくなるということも想像ができます。

このような事態に対応するために、一部の自治体で行われているのが送迎病児保育サービスです。このサービスはいつも通っている保育園等に登園したあとに、

子どもが体調不良を生じたときにその連絡を受けた保護者が病児保育施設に送迎を依頼するものでして、病児保育施設はタクシー等でいつも通っている保育園に子どもをお迎えに行きまして、子どもを医療機関で受診させたのちに病児保育において預かりを行って、保護者は仕事が終わったあとに、もしくはできるだけ早くになるのでしょうか、子どもを病児保育施設まで迎えに行くことができるというものです。

保護者の就労と育児の両立を一層支援するために、三郷町においてもこのような送迎病児保育サービスを導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。町の考えをお聞きします。

**こども未来創造部長（坂田達也）** 議長。

**議長（先山哲子）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼します。それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、病児保育とは仕事などの都合により家庭での保育が困難な保護者に代わり、病気中のお子さんや病気回復期にあるお子さんを一時的にお預かりし、看護師と保育士が保育を行うことを言います。

本町におきましても、令和2年1月より、西和医療センター敷地内に西和地域病児保育室いちごルームを開設し、はや4年が経過しようとしています。このいちごルームは、斑鳩町、平群町、王寺町、上牧町、そして三郷町の5町で運営を行い、病児保育の事業を西和医療センターへ委託しています。

参考までに申し上げますと、令和4年度の利用者数は210人で、そのうち三郷町では26人が利用され、令和5年度では4月から10月までの半年間で利用者数は154人であり、そのうち本町では57人の利用がありました。昨年度と比べますと、全体の利用者数及び本町の利用者数は共に増加傾向にあります。

また、病児保育における送迎サービスにつきましては、在籍している保育園で子どもが体調不良となり、保護者が仕事などを理由にお迎えに行くことが困難な場合、病児保育室の看護師や保育士が保育園へお迎えに行き、医療機関の診察を受けたのち、病児保育室で保育を行うものであります。

この送迎サービスは、仕事をしている保護者に対しては就労と育児の両立を支援することが可能となり、保護者にとっては大きなメリットとなります。一方、子どもにとっては、体調が悪い中、面識のない大人に知らない場所に連れていか

れるといった不安や心身への負担が大きいことも懸念されます。

このようなことから、本町といたしましてはいちごルームの運営は5町で実施していることを鑑み、まずは5町で協議を行い、他町の意見や意向を確認する必要があると考えています。

その後、5町の意見として、送迎支援事業については実施したいという総意があれば、委託先である西和医療センターと職員の配置や保育スペース、安全面や費用面などについて、少しお時間をいただき、協議を進めてまいります。

7番（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） お答えいただきまして、ありがとうございます。

三郷町としては進めていってもいいのかなというようなお答えであったかというふうな理解をしておりますが、何分、いちごルームの運営自体が5町連携によるものということもありまして、方針の転換も他町の意向のすり合わせが必要となるということで、すぐにはいかないということでお話があったかと思えます。

ただ、保育園に通っているみたいな小さい子どもの場合、多少熱があるだけと、最初の頃は思っている、少し時間がたつと、急に熱が上がって急変してしまうということがよくあるというのは、実際あるようなことがあると思えます。

ただ、三郷町に多くおられる、両親共が大阪まで通勤をしているような家庭では、保育園から子どもが熱を出したという連絡を受けても、そのお迎えまで早くて1時間、仕事の引継ぎや調整なんかもあれば数時間はかかることになるので、その間、保育園としてもその間に急変したらどうしようという不安を抱えながら様子を見ることになるのではないかというふうに思われます。

そういう意味でも、預かり中に子どもが発熱したようなときにはなるべく早い段階で医療専門職者に診てもらえることが望ましいと考えられるので、そのための手段として、病児保育の送迎対応が求められているのではないかというふうに思います。

ただ、確かに子どもが体調不良で心細いときに、ふだん通り慣れている保育園を離れて面識のない大人しかいないところまで連れていかれるということに、寂しさや心細さみたいなところが感じるであろうということ、それを気の毒に思うというのは本当に素直な心情であるというふうには私も思います。

以前は、私が病児保育施設自体の設置の提案をしたときも、やはり、本当であ

れば子どもが病気の時ぐらい親がいつでも仕事を休んで見てあげられる社会というのが望ましいんだということの発言をさせていただきました。今でももちろんそう思っておりますけども。

しかしながら、さきに述べたように、現実として会社で勤務している方が突然子どもが熱を出したからといった理由で早退を繰り返していたら、果たしてその仕事を続けていくことができるのかということ考えた場合に、続けていくことができるのかということちょっと考えていく必要があるのではないかと思います。そして、そのような働き方を余儀なくされているのは、多くの場合は女性であるという現実もございます。

その結果、経営者に悪意がなくとも、子育て中の女性には会社においてほかの方と容易に交代ができる職務のみを担当せざるを得なくなるというようなことは想像にかたくないということでありまして、このような状況は女性の活躍を成長戦略の中核としている国の方針に反する状況ということで、その解消は喫緊の課題というふうに思われます。

そうであれば、病児保育施設の設置のみならず、その病児保育施設利用へのアクセスも改善していくということが重要な問題であるということではないでしょうか。5町の中での調整も必要であり、時間がかかるというのは当然やむを得ないとは思いますが、本日提案いたしました送迎病児保育サービスは、上のように必要性が高い事業であるというふうに考えられますので、三郷町としても積極的に進めて、ぜひ実現までこぎ着けていただきたい旨、申し添えまして、私からの質問を終わります。

以上です。

**議長（先山哲子）** 7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結いたします。

11番、辰己圭一議員、一問一答方式で行います。

**11番（辰己圭一）** 議長。

**議長（先山哲子）** 11番、辰己圭一議員。

**11番（辰己圭一）（登壇）** 皆さん、こんにちは。議席番号11番、辰己圭一でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、2問、質問をさせていただきます。

まず、1問目ですが、「行政サービス向上のため、役場庁舎における自動通話録音装置の導入について。」お尋ねをいたします。

近年、多くの民間企業のコールセンターやカスタマーセンターでは、顧客等の相手に対し、事前に電話を録音することをアナウンスしてサービス向上に努めています。

以前は、話の聞き漏らしなどを含むオペレーターの対応や悪質クレームなどのトラブルがあったことから、円滑な対応ができることを目的として録音できるシステムを導入しています。

電話の際、顧客に通知せずに録音しても、直接法的に違反することはありませんが、個人情報保護法の観点から業界団体が定めたガイドラインでは、必ず事前に顧客に告知をするよう指導しております。

この中で、特に悪質クレーム対応が問題となっており、日本最大の産業別労働組合U Aゼンセンが数年前に行ったアンケート調査で、業務中に顧客等からの迷惑行為に遭遇したと答えた方が約70%で、その結果、9割の方がストレスを感じたと回答しております。

カスタマーハラスメントの問題は、幅広い業種で働く労働者にとって切実な問題であります。こういったことから厚生労働省は、ようやく昨年2月にカスタマーハラスメント対策企業マニュアルを作成いたしました。しかし、民間企業だけではなく、公務員や公共民間労働者の連携組織であります全日本自治団体労働組合によると、全国の自治体職員ら1万4,000人を対象に職場における迷惑行為、悪質クレームに関する調査を実施し、2021年8月に報告書を公表しましたが、調査結果は、自治体職員の約46%が住民からの迷惑行為や悪質クレームといったカスタマーハラスメントを受けていると回答しており、多くの公務職場でもカスタマーハラスメントが発生している実態が明らかになりました。

総務省は、2020年4月に通知で、パワハラ指針が自治体にも適用されることを示し、パワハラ防止を定めた人事院規程の制定を踏まえて、各自治体においても人事院規則と同様の対応を図るよう助言しております。

ここで皆さん、誤解のないように言っておきますが、クレームという言葉ですが、当然、苦情や文句も含めておりますが、行政に対する要求、希望、期待でもあり、町民の率直な思いでもあります。これを踏まえた上でお伺いいたします。町民の方に対して電話や窓口などの対応で話の聞き漏らし等の不適切な対応におけるクレーム、もしくは大声でどなったり、不当な要求をしたり、こういったことがいろいろあるかと思いますが、そういった悪質なクレーム等は年間どれぐら

いの件数があるのか教えてください。

また、職員が過度な要求や理不尽な苦情のようなクレームに対応して適切に業務が継続できるように、全庁的にどのようなフォロー体制を取っておられるのかお聞かせください。

次に、民間企業に限らず、数年前から行政サービスの質の向上を図るとともに、公正な職務執行の確保等を目的に、庁舎における自動通話録音装置の導入を実施している自治体が増えております。この通話録音機能は町民の方々からの相談内容の聞き逃し防止や職員の電話での対応を確認できることから、住民サービスの向上につながることを期待できます。また、犯罪防止や不当要求行為等の防止及び排除など有用な効果が得られるものと考えます。

そこでお伺いいたします。本町としても自動通話録音装置を導入してはいかがでしょうか。町のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

**総務部長（加地義之）** 議長。

**議長（先山哲子）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、辰己議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町全体の苦情やクレームの件数ですが、住民の皆様と窓口あるいは電話等で対話、面談する際、軽微なものから悪質なものまで、部署を問わず日常的に発生しているのが実情であり、件数を集計すること自体が困難であるため、詳細を把握しておりませんが、相当数発生していると考えております。

民間企業においては、企業とお客は基本的に契約関係であり、双方に契約解除の権利がありますが、地方自治体と住民の皆様との関係においては特定の人物に対して、窓口、電話対応を含めて、一方的に行政サービスを停止することはできませんし、住民の側も簡単に居住地を変えることもできません。

地方公務員は全体の奉仕者であり、行政サービスを提供する上で、住民の皆様のさまざまな要望や相談、時には理不尽な要求、苦情や苦言に対しましても粘り強く真摯に誠実に対応する必要があることから、民間企業とは違う悩みやストレスがあることも事実であります。

これらのさまざまなクレーム等への対応であります。基本的にどの部署においても重大なものは担当者1人で対応することはありません。上席の管理職に報告、あるいは同席の上、当該部署として問題を共有し、最終的には所属長の責任

において対応するよう心がけております。法的に問題や疑問が生じるような要望や要求に対しましては、町の顧問弁護士に随時相談を行い、解決策を協議するなど、知見を得た上で柔軟に対応しております。

また、万が一、いわゆる反社会的勢力等の不当要求があった場合は、三郷町不当要求行為等の防止に関する要綱に基づき、当該部署だけではなく組織全体として毅然とした対応を行う体制を整えております。

その他の体制といたしまして、本町では警察職員のOBとして、総務部に危機管理課を、また環境整備部にも特命次長を任用しており、悪質なクレーム等については、随時、相談や警察等の関係機関との連携調整もしていただいているところであります。

次に、庁舎における自動通話録音装置の導入についてであります。議員おっしゃいますように、行政サービスの質の向上や不当要求行為の防止など、大変有用なものであると認識しております。

現在のところ、庁舎において自動録音装置がついた電話機はごく少数ですが、電話機全体の交換時期が近づいていることもあり、録音装置の種類や費用面について多角的に検証し、今後、全庁的に導入できるよう検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

11番（辰己圭一）（登壇） 失礼します。ただいま総務部長から答弁をいただきました。

町民の方々からご意見をいただくことは、議員にとっても行政にとっても有り難いことで、それが辛口のご意見であったとしても真摯にお聞きすることが基本であるということはいまでもありませんが、本町も他の自治体同様に、苦情やクレームの件数はたくさんあるということが分かりました。また、悪質なクレームに対しても所属長をはじめとした複数人での対応や警察OBの職員や顧問弁護士による相談体制など、それぞれの対応がなされているということでした。

町民の皆様寄り添った親切丁寧な対応に努めていただく中でも、いざというときは職員の安全を確保し、適正な業務執行ができる体制を整備していただきますよう、今後もよろしく願いいたします。

ここで要望をさせていただきたいと思いますが、町の職員に対して匿名でカスタマーハラスメントのアンケート調査を行ってはいかがでしょうか。先ほども申し上げましたが、人事院は令和2年4月にカスタマーハラスメントに関する苦情相談があった場合、その内容に応じて迅速かつ適切に職員の救済を図ることを各省各庁のトップの責務とした通知、人事院規則10の16、パワーハラスメントの防止等、また行政サービスの利用者の程度を超えた要求への対応を発出しております。

こうしたことを背景にアンケートを実施した自治体があります。例に挙げますと、滋賀県の彦根市では実態把握や課題の抽出を目的として、カスタマーハラスメントに係る職員アンケートを実施しました。調査結果をホームページで公表しており、住民の皆様にも周知をして、理解を求めるものでもありますが、内容を少し紹介しますと、悪質な、クレームを受けた内容の詳細やこういった問題解決に向けた提案などが具体的に書かれておりまして、調査の結果を把握してより働きやすい職場づくりにつなげていくとしています。もし皆さん、機会があれば、一度、滋賀県の彦根市のホームページをご覧くださいと思います。

この三郷町においても住民サービスを提供する側も受ける側も互いによりよいものになっていけたらと思いますので、ぜひ検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、庁舎における自動通話録音装置ですが、行政サービスの質の向上や不当要求行為等の防止など大変有用なものだということで、加地部長から非常に前向きな答弁をいただいたかなと思っております。また、庁舎内の電話機の交換時期が近づいているということを今お聞きしましたので、できるだけ早急に導入していただきますよう、要望いたしまして、私の1問目の質問を終えたいと思います。答弁は結構でございます。

**議長（先山哲子）** 1問目の質問は終了いたしました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

**11番（辰己圭一）** 議長。

**議長（先山哲子）** 11番、辰己圭一議員。

**11番（辰己圭一）（登壇）** それでは、2問目の質問をさせていただきます。「災害中に備えて、防災備蓄ゼリーの導入について」をお伺いいたします。

近年、地球温暖化の影響により毎年のように大きな自然災害が全国各地で頻発

しており、大切な命を守るため、避難所への早めの避難をされる状況が続いております。

コロナ禍であった5月以前は、避難所の感染防止拡大に配慮した食料配布においては、マスクや消毒の徹底、1人分ずつ小分けにして配食するなど、さまざまな取り組みが行われていましたが、子どもから高齢者まで幅広い年代の方が避難されますが、そのようなとき、まず必要なのは水と食料でございます。

三郷町では万が一の災害に備え、長期保存できる水、アルファ化米や乾パン、クラッカーのほか、乳幼児の粉ミルクや液体ミルクなどを備蓄しており、万が一の災害に備えています。

ご存知のとおり、2011年3月に発生した東日本大震災では多くの方が避難所生活を余儀なくされましたが、被災直後は避難所や自治体職員が多忙を極めます。また、水道、電気、ガスなどのインフラが停止している可能性も高いです。そのような中、水、電気、ガスを使う調理やお湯、水などの準備が必要な食事は避難所にとって大変な負担となります。

もう一つは要配慮者への備えです。幼い子どもや高齢者、アレルギーを持つ人でも安心して食べられる食事が求められます。これは実際あった話ですが、高齢者の方が乾パンの固いものが食べられなかったり、小麦アレルギーを持つ人が食べ物に困り、蕁麻疹を発症しながらでもパンを食べていたり、全員が提供されるもの全てを食べられるとは限りません。アレルギー症状の原因でもあるものを含んだ食品を食べると、最悪の場合、死に至ることもあるので、このような状況は絶対に避けなければなりません。その東日本大震災の経験や被災者の方々の声をもとに新たな災害備蓄食として、約5年半保存できる防災用備蓄ゼリーが開発をされました。

これは、厚生労働省が提唱する避難所における食事提供の計画、評価のために、当面目標とする栄養の参照量の1日分のビタミンの量を参考にして開発されたもので、水なしでもすぐに食べることができ、カロリーや栄養価が高く、アレルギー物質の28品目を使っていませんので、小さな子どもや高齢者、アレルギーを持つ人でも安心して食べることができます。また、食欲がない人でも食べやすく、調理にも全く時間はかからず、サイズも小さいので保管にも便利です。また、災害時には容器に移さず、スプーンもしくは直接経口摂取することで、洗い物を減らせ、感染リスクがある状況下でも衛生的に携帯できるメリットがあります。

現在、180以上の自治体で導入をされておりますが、農林水産省では災害時の備蓄品に栄養補助ゼリーを進めており、政府機関のSNSでも防災用ゼリーが紹介されております。

そこでお伺いをいたします。本町として災害時における備蓄食として、この防災用ゼリーを新たに導入するお考えはないでしょうか。ご見解をお聞かせください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

近年、災害は激甚化、頻発化しており、本町でも6月2日に台風2号と梅雨前線による線状降水帯が発生したことから、避難指示を発令するとともに、8か所の避難所を開設し、合計65人の方が避難されました。今回は幸いにも大きな被害がなく、当日中に全員避難所から帰宅されましたが、長期にわたる避難所生活では、ご質問にありますとおり、水と食料の確保が重要であり、本町では保存水、アルファ化米、パン、ビスケット、クッキー、梅がゆなどを毎年計画的に購入し備蓄しているところでございます。

これら備蓄食料品については、甲殻類や卵、牛乳、そばなど、いわゆる食物アレルギー特定原材料と呼ばれる28品目を使用していないものを購入しておりますが、パンやビスケット、クッキーについては小麦が原材料であるため、小麦アレルギーの方には対応できない備蓄品となります。

このことから、今後はビスケットやクラッカーの備蓄数を減らし、米を原材料とする米粉クッキーへの入替えを進めており、パンについては従来の小麦パンとあわせて、米粉パンを購入する計画をしております。

さて、今回、議員にご紹介いただいた防災用ゼリーではありますが、議員おっしゃいますように、調理の必要がなく、開けてそのまま飲むことができ、エネルギー補給だけではなく水分補給も同時にできるため、災害時には非常に有用なものとなります。

特に、固いものが食べにくい高齢者の方や幼児にとっても安心して摂取でき、アレルギーの問題も発生しません。また、パンやビスケットなどに比べて、かさばらないことから限られた防災備蓄倉庫などのスペースを有効に活用できる利点

もでございます。

これらのことから、本町におきましては、既に本年度におきまして防災用ゼリーを一定数備蓄できるように準備を進めているところであり、次年度以降につきましても継続して計画的に購入していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

11番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。ただいま加地部長から答弁をいただきましたが、防災備蓄ゼリーの導入について質問をしたタイミングはよかったのかどうか分かりませんが、本年度中に備蓄できるように準備しているとのことで本当に感謝申し上げます。

今ある備蓄品とうまく組合せをしていただき、被災者に不足しがちな栄養素を補い、災害時でも避難者が心も体も健康に過ごせるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

導入していくということですので、これ以上、言うこともないのですが、最後にちょっと一つお聞きをして、私の一般質問を終えたいと思っておりますが、来年度も継続して防災ゼリーを購入していくということですが、この防災用ゼリーは5年から6年ほどの保存ができると聞いております。既に導入している一部の自治体では在庫管理、これについては保存期間が近づいたものを消費し、その分を新たに補充するローリングストック方式を取り入れているところがございます。また、三郷町でもこういった方式を取り入れ、例えば、町主催の文化祭での提供であったり、あるいは幼保園や学校、そしてこども食堂など、子ども達に配って、備蓄の必要性や多様性について考えてもらうなど、防災に関する啓蒙活動に活用してはどうでしょうか。最後にご答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員の再質問にお答えさせていただきます。

ローリングストック方式によれば、イベント等で活用してはとといったご質問かと思っております。このゼリーは今後5年間で計画的に1,000はそろえていこうか

など。保存が5年半なのでその最終年の1年ぐらいになったら、議員おっしゃいますように、イベント等で活用させていただいて、ローリングストック方式を使っていきたいなど。そして、そのときにいろいろな啓発にも活用できたらなというふうに思います。

そして、また現在も、以前、高田議員からご質問あった液体ミルクにつきましても、西部保育園であったりというところにローリングストック方式を活用させていただいて、あれは2年ぐらいしか、保存期間も短いので割と早いペースでローリングストックさせていただいております。

今後もそういったいいものがあれば積極的に取り入れていきたいなと思います。我々も勉強させていただきませんが、またいいアイデアがあればご教示いただければというところがございます。

以上でございます。

**議長（先山哲子）** 11番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、3番、南真紀議員。

**3番（南 真紀）** 議長。

**議長（先山哲子）** 南真紀議員。

**3番（南 真紀）（登壇）** 議長のお許しをいただきまして、本日、私、「龍田大社のトイレを新しく」ということで一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

コロナの影響でしばらく行事など行われませんでした。今年、7年ぶりに龍田大社の秋季大祭の渡御祭が行われました。迫力ある太鼓台と掛け声で町内をめぐり、龍田大社へ宮入りすると、龍田大社はたくさんの笑顔でいっぱいになりました。

そこで、休憩中にたくさんの方々がお手洗いに行かれ、戻ってこられた方々から、トイレ改修してって、町に言うてと、次々と声がかかりました。日本遺産にも登録されているので、国からの補助金等で何とかなればと思っているのですが、トイレを新しくすることはできないでしょうか。

そして、ここに誰しもの使える、できたらインクルーシブのトイレも案に入れて改修を考えてみてはいかがでしょうか。観光で来てくださる方々にも喜ばれると思いますし、そういったことが町民のためにもなると思います。ぜひよろしくお願いいたします。

副町長（池田朝博） 議長。

議長（先山哲子） 池田副町長。

副町長（池田朝博）（登壇） それでは、南議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

龍田大社は年間約20万人の来訪客がある町内有数の観光資源の一つでございます。また、今年度は新型コロナウイルスの影響で、2年遅れとなっておりますが、龍田大社の秋季大祭に合わせて実施してございました伝統行事、渡御祭も行ったことから、龍田大社には例年よりも多くの来訪者があったものと思われれます。そのような中、龍田大社の境内にあるトイレは老朽化が著しく、衛生面に関しても決して好ましい状況であるとは言えず、男女の仕切りもベニヤ板ということで、利用者にとりましては快適に利用できる状況にはございません。

一方で、龍田大社は日本遺産の構成文化財に位置づけられていることから、トイレの改修に当たりましては、文化庁の補助金を活用することができると聞いておりますが、あくまでも事業主体は龍田大社で、事業の実施に当たりましては補助金以外の資金の調達、改修工事の発注など、龍田大社が主体となって進めていただかなければなりません。

近年、龍田大社では文化庁の補助金を活用され、令和4年度から5年度にかけ、大鳥居の修復工事、本殿の屋根のふき替え工事など、施設の改修工事を順次行われておられ、今後、トイレの改修も実施したいという意向はおありだと聞いております。

ただ、幾ら国からの補助金があるとはいえ、龍田大社の負担も発生いたしますことから、トイレの改修時期、内容等につきましては、龍田大社の意向によるところが大きいものと考えているところでございます。

今後、町といたしましては文化庁の補助金に関する情報提供や、その他有用に活用できる補助金がないかなど、できる限りの協力、側面的な支援は行わせていただくとともに、整備の際には誰もが安心して利用できるインクルーシブなトイレに整備していただけるよう要望をしてみたい、このように考えているところでございます。

以上です。

議長（先山哲子） 3番、南真紀議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、4番、奥山一臣議員。

4 番（奥山一臣） 議長。

議長（先山哲子） 奥山一臣議員。

4 番（奥山一臣）（登壇） 議席番号 4 番、奥山一臣でございます。

「ライドシェア導入による交通手段拡充について」、質問させていただく前に、1 点だけ修正をお願いいたします。資料 3 行目、月曜日から金曜日と書いてしまっているんですけども、すいません、土曜日に訂正いただくようお願いいたします。

皆様、ご存知のように、現在、町内では三郷町予約制乗合タクシーが平成 25 年から運行しており、現在も多くの方が利用されています。通常は月曜日から土曜日の午前 8 時半から午後 6 時までの時間で運行しており、事前に予約をして、ほかの利用者の方と乗り合う形で目的の場所へと移動されておられます。乗合タクシーという特性上、町内の医療施設やスーパーマーケット等への移動に関しては大変好評で、多くの住民の方が満足しておられます。その他、列車の発車時刻に間に合わせたい場合や目的地に早く移動したいときなどは、民間のタクシーを利用して移動しておられます。しかし、タクシーのいない深夜の時間帯に病院から帰宅する際や大切なペットを連れての利用ができないのが現状です。

そこで私が提案したいのが、地域の住民が自分の空いている時間を利用して、交通弱者の手助けをするライドシェア制度です。もちろん、資格要件や報酬の有無など検討事項や問題は山積みですが、既存のデマンドタクシーと通常の公共交通とあわせて導入することで、今までよりさらに子どもから高齢者まで、そして障がいをお持ちの方、ペットを連れていらっしゃる方からお出かけを諦めてしまっていた方まで、交通に対して誰一人取り残さないまちづくりを目指していけるのではないかと思います。

ほかの市町村の取り組みを一部ご紹介しますと、秋田県の上小阿仁村では N P O 法人を設立され、主婦や元タクシー運転手、農家の住民にドライバーになってもらい、マイカーで高齢者らをスーパーや病院に送迎するサービスを実施されています。運営は入会金の 200 円や年会費の 800 円と合わせ、行き先ごとに設定した利用料を支払っていただく形でサービスを実施されておられます。

また、福井県にある永平寺町では近所タクシーという名前で、行政が主となり地元住民の方をドライバーとして交通脆弱地区限定で、大人 1 回 1 人 300 円、子どもは 50 円の料金で運営されています。

どちらの地域も高齢化や過疎化の進んでいる地域で、三郷町とは状況が違っても言えますが、この先の高齢化や過疎の可能性も考慮した上での取り組みとしては必要なことではないかと思います。

そこで、私から質問をさせていただきます。今後の三郷町の交通手段の一つの方法として、住民全員が活躍可能なライドシェアを導入される考えはありますか。現状のお考えをお聞かせください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、奥山議員のご質問にお答えさせていただきます。

予約制乗合タクシーにつきましては、平成23年12月から実証運行を開始、その後、平成25年4月に本格運行を実施いたしました。これまでに7,400人余りの方に登録をいただいております。直近、10月の利用状況といたしましては、月間延べ2,124人、1日当たり85人の方にご利用いただいております、コロナ前の水準に戻りつつあります。

運行開始から12年が経過し、現在では住民の皆様にとって、なくてはならない公共交通として定着しております。本格運行を開始して以降、これまで大きな運用の見直しは行っておらず、日曜、祝日、年末年始を除く月曜から土曜日までの午前8時30分から午後6時までの運行となっております。

予約制乗合タクシーにつきましては、利用される方に300円、500円、700円と、乗降場所に応じた運賃を負担いただいておりますが、町も運行事業者やシステム事業者に運行費用を支出しており、効率的な運行となるよう努めているところであります。

ライドシェアにつきましては、過疎化の進む地域で交通事業者がいない交通空白地を中心に住民の互助という形で導入されている事例があります。また、国におきましても、現在、インバウンド需要の増加によるドライバーの不足や高齢化への対応で規制緩和に向けて検討が進められているところであります。

町でのライドシェア導入につきましては、事故発生時の責任範囲や安全運行の担保、また運転者、利用者の個人情報取り扱いなど、議員が懸念されており、検討事項や課題は山積みであります。また、地域公共交通を安定的に維持するためには、費用対効果も重要な要素となっております。

それらのことから、現在のところ、予約制乗合タクシーと併用してライドシェアを導入することは考えておりません。しかしながら、予約制乗合タクシーの運行を委託している奈良近鉄タクシーにおきましても、高齢化によるドライバー不足は慢性的な問題となっております。今後、町になくってはならない公共交通として定着している予約制乗合タクシーの維持が困難となってきた際には、ライドシェアも含めて検討が必要になってくると思われまますので、規制緩和に対する国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**4 番（奥山一臣）** 議長。

**議長（先山哲子）** 再質問を許します。

**4 番（奥山一臣）（登壇）** ただいまの加地部長の答弁を受けまして、まず、誤解のないように、先にお伝えしたいんですが、現在、三郷町が運行してくださっている予約制タクシーが不満だと言っているのではなくて、住民の皆様からは大変好評であることも存じ上げておりますし、既存のタクシー会社の方々についても、午後9時頃まではしっかりと電話をかけると来ていただけるということも存じ上げております。ということをお伝えさせていただきます。

しかしながら、必ずしも全ての皆様全員が満足されているのではないということだけをお伝えして、町としてそういうこともあるんだということも認識していただいて、今後の国の法整備も、動向を見ながら、誰一人取り残さないまちづくりに取り組んでいただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

**議長（先山哲子）** 4番、奥山一臣議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって、一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。明日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散 会

午後 3時33分